

第3次笛吹市行財政改革実施計画

平成26年度～平成29年度



平成26年4月

笛 吹 市

第3次笛吹市行財政改革実施計画 目次

第3次行財政改革実施計画の基本的な考え方	1～4
1. 第3次行財政改革の必要性	1
2. 第3次行財政改革の基本目標	2
3. 第3次行財政改革の基本方針	3
～市民との協働による行財政改革～	3
～職員のスキル向上と意識改革～	3
～行政の仕組みづくりによる行財政改革～	3
～健全財政の堅持～	3
4. 第3次行財政改革の取り組み期間	4
第3次行財政改革の視点	5～7
1. 市民との協働による行財政改革	5
① 市民との協働を進めるための共通事項	6
② 市民と行政の活動領域の考え方	6
③ 市民との協働による事業の進め方	7
2. 職員のスキル向上と意識改革	8～10
① 専門的なスキルアップの研修	8
② 自主研究グループ活動支援	9
③ 人事制度の構築と運用	9
④ 市民と協働を推進するための取り組み	10
3. 行政の仕組みづくりによる行財政改革	11～13
① 公共施設の将来を見据えた適正な配置	11
② 職員の削減と定員適正化	12
③ 組織体制の再編	12
④ アウトソーシングによる事務の効率化	13
⑤ 協働を推進するための行政指針の策定	13

第3次笛吹市行財政改革実施計画 目次

⑥ 説明責任と情報公開	13
⑦ 行政評価システムによる仕組みづくり	13
⑧ 入札契約制度の適正な運用	13
⑨ 危機管理の仕組みづくり	13
4. 健全財政の堅持.....	14～17
① 市税及び使用料の確保	14
② 国県支出金の適正な確保	15
③ 未利用の市有財産売却による財源の確保	15
④ 基金の活用	15
⑤ 中・長期財政計画の整備.....	15
⑥ 歳出構造の見直し.....	15
⑦ 普通建設事業の見直し.....	16
⑧ 補助金及び負担金の見直し	16
⑨ 特別会計等の経営健全化	16
⑩ 納付の推進と納付の環境整備	16
⑪ 徴収体制の見直し.....	17
集中的に取り組む重点改革.....	18～21
1. 将来を見据えた公共施設の適正配置.....	18～20
2. 職員の適正配置.....	21
第3次行財政改革の実施計画.....	22～46
1. 市民との協働による行財政改革	22
1. 市民との協働をすすめるための基本原則理解の促進 【市民活動支援課】	22
2. 協働事業の実践 【市民活動支援課】.....	22

第3次笛吹市行財政改革実施計画 目次

2. 職員のスキル向上と意識改革.....	23～24
3. 専門的なスキルアップのための研修【総務課】	23
4-1. 人事評価制度の確立【総務課】	23
4-2. 男女間格差のない人事管理の実施【総務課】	24
5. 市民と職員に対する協働理解の促進【市民活動支援課】.....	24
3. 行政の仕組みづくりによる行財政改革	25～29
6. 公共施設の将来を見据えた適正配置【経営企画課】.....	25
7. 職員の適正配置【総務課】	25
8. 組織体制の再編【総務課】	26
9. アウトソーシングの導入推進【財政課】.....	26
10. 協働を推進するための行政指針の策定【市民活動支援課】.....	27
11-1. 市民への説明責任と情報公開【総務課】	27
11-2. 市民への説明責任と情報公開【経営企画課】.....	28
12. 行政評価システムによる仕組みづくり【財政課】.....	28
13. 入札契約制度の適正な運用【管財課】	29
14. 危機管理の仕組みづくり【総務課】.....	29
4. 健全財政の堅持.....	30～46
15-1. 市税及び使用料の確保【収税課】	30
15-2. 市税及び使用料の確保【保育課】	30
15-3. 市税及び使用料の確保【児童課】	31
15-4. 市税及び使用料の確保【管理総務課】.....	31
15-5. 市税及び使用料の確保【国民健康保険課】	32
15-6. 市税及び使用料の確保【介護保険課】.....	32
15-7-1. 市税及び使用料の確保(水道使用料)【業務課】	33
15-7-2. 市税及び使用料の確保(簡易水道使用料)【業務課】.....	33
15-7-3. 市税及び使用料の確保(下水道使用料)【業務課】.....	34
15-7-4. 市税及び使用料の確保(農業集落排水施設使用料)【業務課】.....	34

第3次笛吹市行財政改革実施計画 目次

15-7-5. 市税及び使用料の確保(温泉使用料)【業務課】	35
16. 国県支出金の適正な確保【財政課】	35
17. 市有財産売却による財源の確保【管財課】	36
18. 各種基金の活用【財政課】	36
19. 中長期財政計画の整備【財政課】	37
20. 歳出構造の見直し【財政課】	37
21. 普通建設事業の見直し【財政課】	38
22. 補助金及び負担金の見直し【総務課】	38
23-1. 特別会計等の経営健全化【国民健康保険課】	39
23-2. 特別会計等の経営健全化【介護保険課】	39
23-3. 特別会計等の経営健全化【業務課】	40
24-1. 納付の推進と環境整備【収税課】	40
24-2. 納付の推進と環境整備【児童課】	41
24-3. 納付の推進と環境整備【管理総務課】	41
24-4. 納付の推進と環境整備【国民健康保険課】	42
24-5. 納付の推進と環境整備【介護保険課】	42
24-6. 納付の推進と環境整備【業務課】	43
25-1. 徴収体制の見直し【収税課】	43
25-2. 徴収体制の見直し【児童課】	44
25-3. 徴収体制の見直し【管理総務課】	44
25-4. 徴収体制の見直し【国民健康保険課】	45
25-5. 徴収体制の見直し【介護保険課】	45
25-6. 徴収体制の見直し【業務課】	46

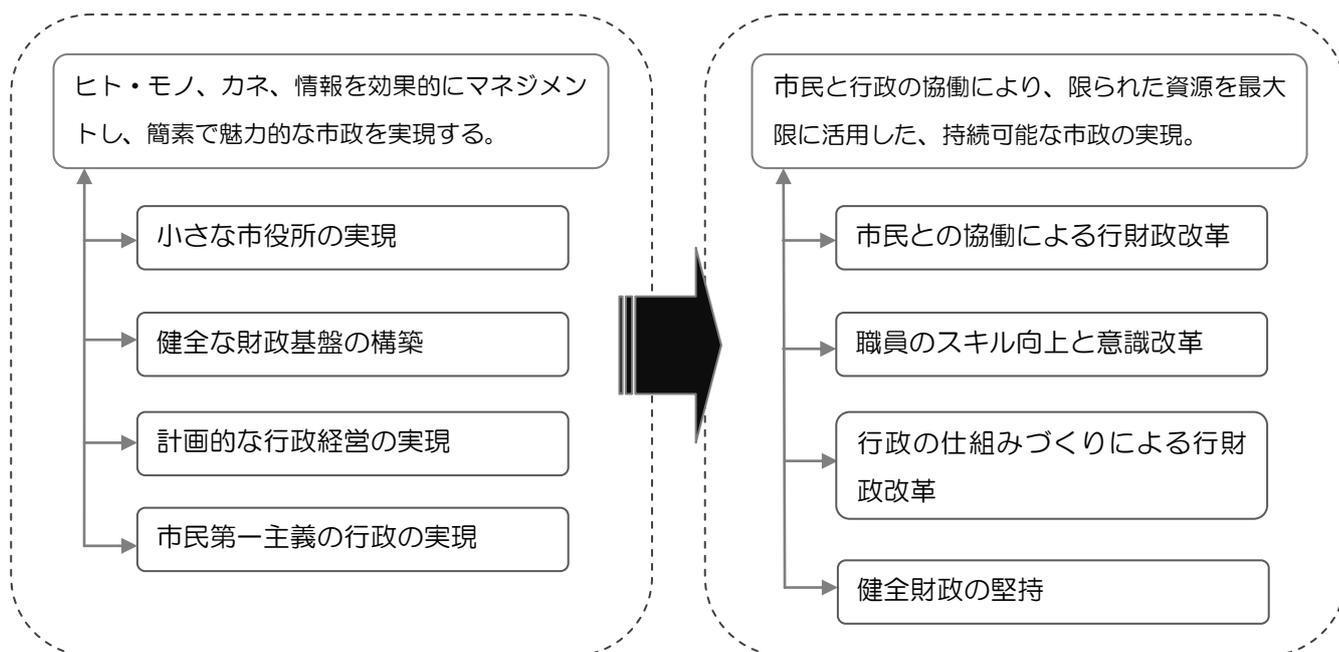
第3次行財政改革実施計画の基本的な考え方

1. 第3次行財政改革の必要性

笛吹市では、簡素で魅力的な市政の実現に向け、第1次・2次行財政改革により経費削減や財源確保に取り組んできました。これまでの行財政改革では、人員の削減、事業費の削減等、量的削減による適正化の取り組みによって一定の成果を挙げてきましたが、一方、収納率の向上、特別会計の健全化、組織機構の再編、施設の再配置など、達成状況が低い項目については、行政ニーズに対応しつつ、引き続き不断の改革を行う必要があります。

この現状に鑑み、第3次行財政改革大綱では、新たな公共の在り方の取り組みとして、行政主導のまちづくりから、より機能的、効率的なまちづくりを推進するため、これまでの行政課題を「地域の課題」として市民の視点で考査し、市民と行政の「協働」による協力連携の中で、満足度が高く、質の高い行政サービスが提供できるよう行財政改革を進めます。このことから、次のとおり基本方針を設定します。

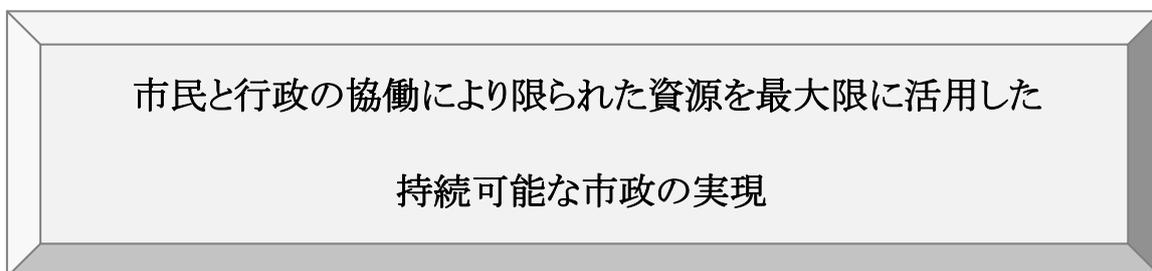
行財政改革大綱の目標と基本方針の推移



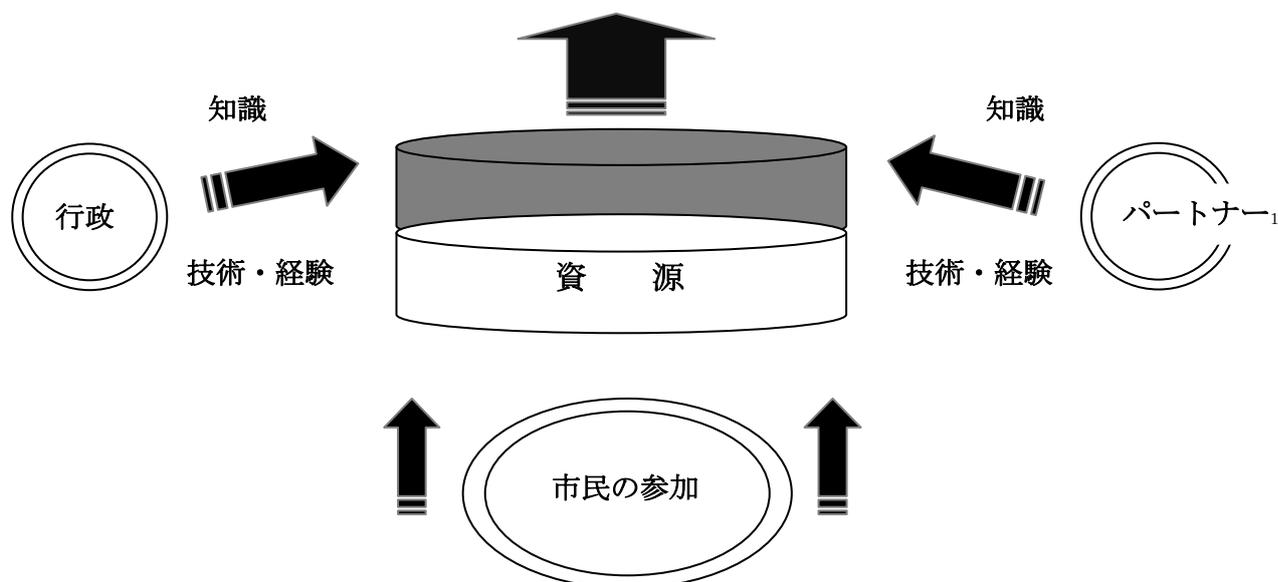
第3次行財政改革実施計画の基本的な考え方

2. 第3次行財政改革の基本目標

笛吹市の将来に向けたまちづくりを推進する上で、多様化する行政課題に柔軟に対応するためには、これまで行政が提供してきた行政サービスを見直し、新たな視点に基づいた市民の皆さんとの連携協力により、笛吹市の未来を創っていく必要があります。市民と行政との協働による新しい自治の力が発揮できるよう、第3次行財政改革大綱の目標を次のとおり定めるものとします。



“協働による質の高い行政サービスの提供”



¹ パートナー：協働のパートナーは行政区・消防団・交通安全協会・体育協会・民生委員等々・自治会（老人クラブ・子どもクラブ等）、市民活動団体（NPO法人・ボランティア団体）、大学、企業等。

第3次行財政改革実施計画の基本的な考え方

3. 第3次行財政改革の基本方針

～市民との協働による行財政改革～

- (1) 市民及びパートナーの能力が十分に発揮できる環境の推進
- (2) 公共サービスの役割分担を明確化したまちづくりの推進
- (3) 情報、財源を提供し、役割を理解したまちづくりの推進
- (4) 市民目線による市民が主役のまちづくりの推進

～職員のスキル向上と意識改革～

- (1) 職員のスキルアップが図れる環境の推進
- (2) 職員の能力を十分に活かせる組織体制
- (3) 職員の自律性を高めた組織運営

～行政の仕組みづくりによる行財政改革～

- (1) 公共施設の現状と将来を見据えた適正な施設運営
- (2) 職員の適切な配置と民間活力による行政運営
- (3) 市民との情報共有による透明性の高い行政運営
- (4) 行政評価を活用した効率的、効果的な行政運営

～健全財政の堅持～

- (1) 行政コストの適正化による歳出の抑制
- (2) 適正な受益者負担による自主財源の確保
- (3) 市債を発行する事業の厳選と抑制
- (4) 特別会計の健全化

第3次行財政改革実施計画の基本的な考え方

4. 第3次行財政改革の取り組み期間

第3次笛吹市行財政改革大綱の推進期間は、第一次笛吹市総合計画〈後期基本計画〉との整合性を踏まえ、平成26年度から平成29年度までの4年間とします。なお、推進期間内において、必要に応じ取り組み内容を見直します。

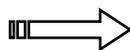
第3次行財政改革の視点

1. 市民との協働による行財政改革

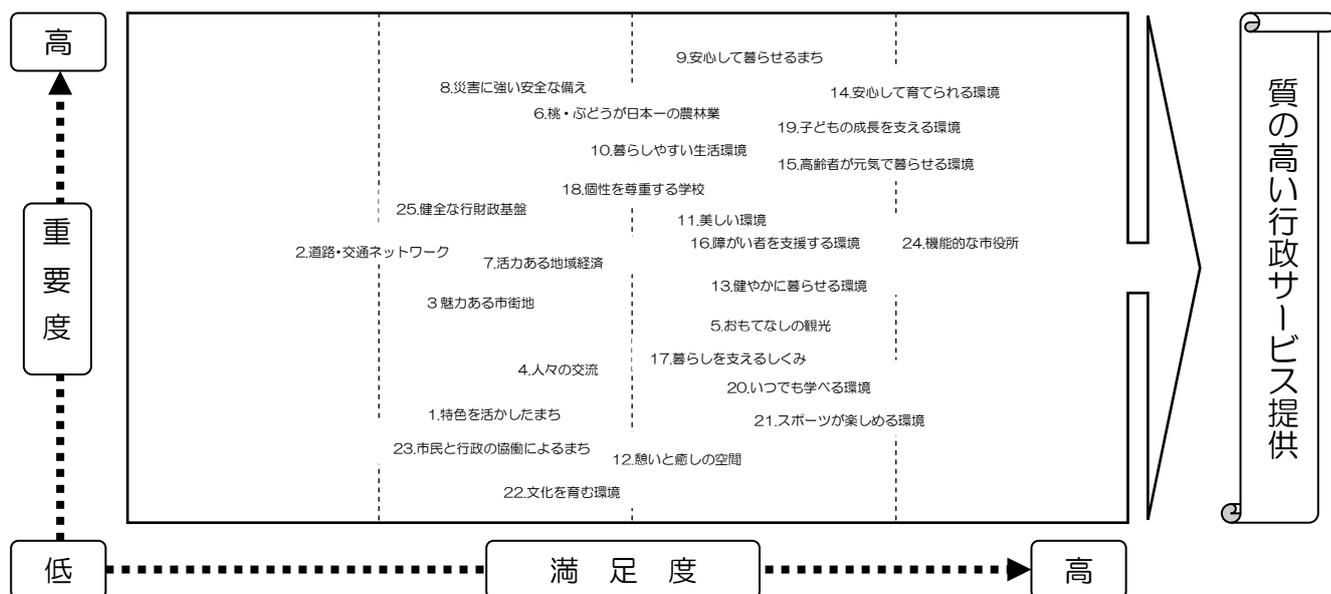
第3次行財政改革大綱では、行政サービスは行政が担うという従来の考え方から、市民と行政の協力連携の中で、協働で担うという考え方に沿って取り組んでいきます。厳しさが増す行財政運営において、行政サービスを今まで以上に迅速、かつ、きめ細やかな対応を行うためには、市民と行政の特性をまちづくりの推進力とした、市民参加による行財政改革が求められます。

協働によるまちづくりは、単に市民が行政サービスの一翼を担うということだけではなく、市民の生きがいや、地域の繋がりを連携させた中で、笛吹市のまちづくりをどのように進めていけばよいのかを市民と行政が役割を見直し、共通の問題意識を持って地域の課題を効果的に解決するという事です。このような取り組みによって、まちづくりへの意識の醸成が高まり、質の高い柔軟な行政サービスの提供と、市民のまちづくりへの参加意識の向上を図り、市民との協働による行財政改革を推進していきます。

市民意識調査¹：《市民の声》からの課題



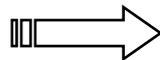
市民がまちづくりの現状について、どのように感じ、どのようなまちづくりを期待しているのか、市民の声を反映した調査結果です。今後、施策の検証及び成果の比較指標として活用します。



¹ 市民意識調査:平成25年度に実施。市民の各年齢層・各分野から、行政サービスに対する市民の声を把握し、市民との情報の共有化を図るため、総合計画の25施策について、施策ごとに重要度・満足度を調査。【市民意識調査の詳細については笛吹市HPに掲載】

第3次行財政改革の視点

① 市民との協働を進めるための共通事項



1-1《相互理解》

協働による事業を進める上では、市民との十分なコミュニケーションが必要です。相互の特性を理解し、役割にあった分担が必要です。

1-2《目的の共有》

協働の取り組みを推進するには、「だれのために・何を・どのように」すればよいのか、目的を明確にする必要があります。

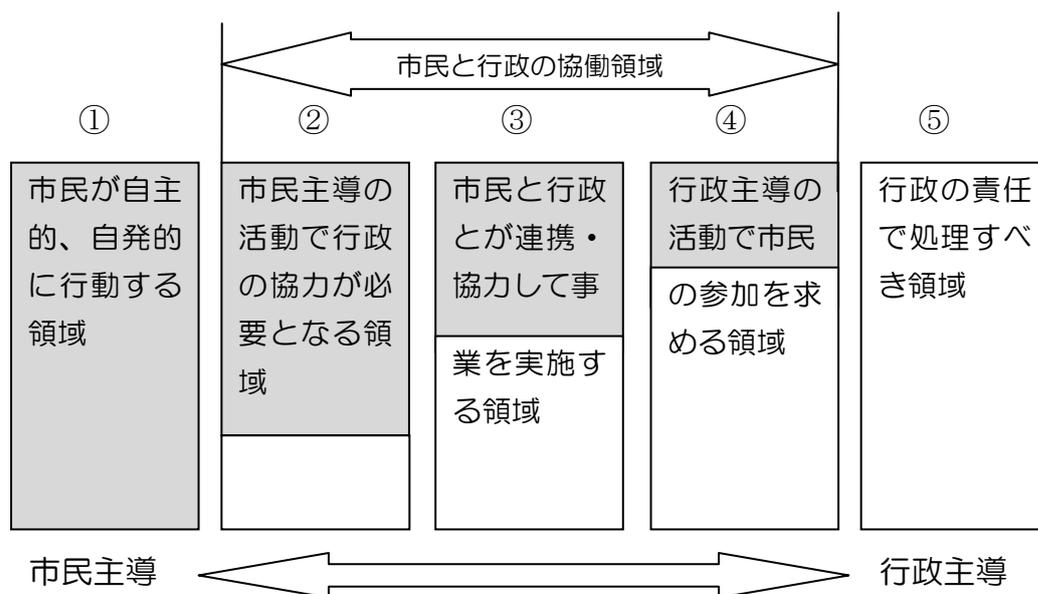
1-3《対等性》

お互いの自主性・自立性を尊重し、双方が協働事業の当事者としての意識を持つためには、対等性を保つことが必要です。

1-4《透明性》

協働による相乗効果を発揮するためには、情報の共有や財源の提供を行い、協働の過程や成果を公開することが必要です。

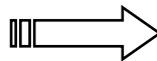
② 市民と行政の活動領域の考え方



上記の は、それぞれの領域の割合を表しています。

第3次行財政改革の視点

③ 市民との協働による事業の進め方



協働事業を効果的に進めていくには、協働領域の区分の中で、お互いの特性を最大限に活かし、協働として取り組むことが必要です。

【図表22】 協働の形態から考えられる事業

形態	事業の分類	事業例
委託	専門性などの特性が十分に発揮され、良い成果が期待できる事業に対し、全部または一部を委ねること。	○市営温泉運営事業 ○保育園運営事業 ○市営バス運行事業 ○健康診断事業 ○母子保健事業 ○託児 ○温泉活用健康づくり講座
補助	市民が主体となって行う公益性の高い事業に対し、市が資金的に支援を行うこと	○親子で遊休土地を利用した農業体験事業 ○地域再発見マッププロジェクト ○渋川の未来創造事業 ○母親支援プロジェクト
共催	市民と市が共に主体となって、共同で事業を行うこと	○なんでも相談会 ○県民の日イベント事業
後援	市民が主体となって、市が後援名義の使用を認めてその事業を支援すること。	○笛吹市（各種）スポーツ大会 ○石和温泉冬花火 ○みんなで考えよう地域づくり・人づくり ○桃源郷フラワーマーチ
事業協力	市民と市がそれぞれの特性を活かせるような役割分担を設定し、一定期間、協力をして事業を行うこと。	○外国人向け避難訓練事業 ○結婚相談所（出会いイベント事業）
情報提供	市民と市は、お互いの持つ情報を提供し合ったり、意見の交換を行うこと。	○マタニティスクール事業
実行委員会	イベントやプロジェクトの実施に向けて、市民と市が実行委員会等を設立し、事業を行うこと。	○市民協働フォーラム ○ライトダウン甲府 ○笛吹市ボランティアまつり ○笛吹音楽祭

第3次行財政改革の視点

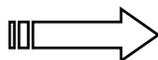
2. 職員のスキル向上と意識改革

基礎自治体は、地方分権改革により自主性と自立性が確保されたことにより、地方自治体職員の果たすべき役割は非常に重要になってきました。この時代の背景を踏まえれば、倫理観、使命感はもちろんのこと、企画立案能力、法務能力、財務能力を向上させ、まちづくりに対する情熱と行動力を持ち続けることが重要となってきました。

このような現状に対して、限られた資源(職員)で対応していくためには、一人ひとりのスキルの向上が必須であり、さらには職員個人の資質だけではなく、市役所組織の活力を高めることから、人材育成のための研修の充実、制度の拡大に努める必要があります。

第3次行財政改革大綱では、協働のパートナーである市職員が、質の高い行政サービスを進めていく上で、職員の能力を最大限に発揮することは必要不可欠であると考え、協働のパートナーとして、意欲とスキルの向上が発揮できる環境整備の構築を進めていきます。

① 専門的なスキルアップの研修



職員が研修を通じて、社会情勢の変化に対応できる専門性を身につけることができるよう、人材育成のための研修体系を見直し、研修の充実を一層推進します。

1-1 《自己啓発》

円滑な職務を遂行するため、幅広い視野で知識を研鑽し、絶えず自己啓発に努めます。

1-2 《職場内研修》(OJT)

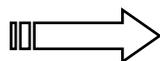
職場内での必要な知識・技能・仕事への取り組みを明確化し、業務内容を再確認すると共に、併せて管理・監督者の資質の向上に努めます。

1-3 《職場外研修》(OFF JT)

集中的に高度な知識や技術を効果的に習得するため、職場外研修を計画的に実施します。

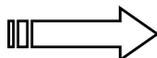
第3次行財政改革の視点

② 自主研究グループ活動支援



職員相互の自己啓発と組織活力の一環として、市の現状や課題を幅広く学び、自らの業務を深く調査研究が行われるよう活動を支援します。

③ 人事制度の構築と運用



3-1《評価方法の確立》

昇任基準の明確化を図り客観的な評価方法の確立に取り組みます。

3-2《育成型人事考課制度》

職員の能力・実績主義を基本とし、発揮能力に基づく評価により職員の積極性を引き出す制度に取り組みます。

3-3《人事異動自己申告制度》

適材適所の配置と、専任職・専門職における希望の有無が申告できる制度を確立します。

3-4《採用試験制度》

有能な人材を採用するため、受験資格の検討や試験方法について検討を行います。

3-5《男女間格差のない人事管理》

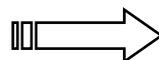
採用、昇任、配置、評価において男女間の差別的な扱い、偏見による運用が行われないよう、女性職員の能力を充分にいかした人事を行います。

3-6《希望降任制度》

円滑な職場運営を図るため、本人の希望による降任制度を導入します。

第3次行財政改革の視点

④ 市民と協働を推進するための取り組み



市民との協働を進めていくためには、市民活動について職員の意識の向上が必要です。協働事業の必要性、公益性、有効性など協働事業を評価できる仕組みづくりが求められます。

4-1《協働推進のための研修会の開催》

職員が市民との協働を推進していくためには、職員自らが協働に取り組むという姿勢を持つことが必要です。協働について理解を深めるための研修会を実施します。

4-2《職員の意識改革》

職員一人ひとりが、市民の自治意識を尊重し、職員自身が市民のパートナーと成りえるよう自己の意識改革に努め、自治体職員としてのコミュニケーション能力やコーディネート力を高めるといった意識を持つことが重要です。

第3次行財政改革の視点

3. 行政の仕組みづくりによる行財政改革

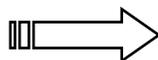
7町村の合併から10年が経過し、この間、本市では基礎自治体として自主性や自立性を高めるため、行財政改革により様々な取り組みを行ってきました。しかしながら社会情勢の著しい変化に伴い、地域の抱える課題や市民のニーズも多様化・複雑化しつつあり、これまでの行政主導で、公平かつ均一的な行政サービスを提供しつづけることは著しく困難な状況となっています。

一方、市民が主体となって活動している多くの市民団体は、それぞれの特性を活かした分野で社会貢献活動が活発に行われるようになってきています。

これからの笛吹市のまちづくりは、市民と行政の役割分担を見直した協働を基本とした行政運営を実現しなければなりません。この協働を推進していくには、行政側の協働を推進するための組織整備など、協働に対応した行政の仕組みづくりが必要です。

このため、行政は地域の課題を効率的かつ柔軟に対応できる仕組みづくりを構築するため、協働に即した行財政改革を推進する必要があります。

① 公共施設の将来を見据えた適正な配置



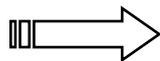
公共施設の配置については、地域の特性やバランスに配慮するとともに、財政状況などを考慮しながら、適正な配置と整備を図ることを基本とします。

新たな公共施設の整備にあたっては、市民ニーズを的確に把握し、既存施設との機能分担、事業の効果や効率性、必要性などを総合的に勘案した上で整備を推進します。

また、老朽化した施設については、市民の安全性・利便性を考慮し、適切なサービスが提供できるよう、必要に応じて再整備を検討していきます。

第3次行財政改革の視点

② 職員の削減と定員適正化



市税や地方交付税等の歳入の伸びが見込めない状況下において、歳出の大きな割合を占める人件費の抑制は必要不可欠です。今後、事務事業の統廃合や協働による効果的な事業の展開を図りつつ、本庁と支所の在り方、民間委託の導入の推進、再任用職員や臨時職員の有効活用など、行政サービスの提供に支障を来たさないよう事業展開に配慮し、総職員数の抑制を基本とした定員の適正化に努めます。

2-1《適切な職員配置》

継続的な事業の見直しと、業務量にあった効率的な職員配置を行います。

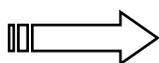
2-2《職員の計画的採用》

将来を見据えた人材育成確保及び職員年齢構成の平準化を図るため、退職者の増減に係わらず、一定数の職員を計画的に採用します。

2-3《再任用、非常勤職員、臨時職員の活用》

経験を要する業務や専門的な業務については、再任用制度を活用します。また、臨時的・一時的・定型的業務については、民間活用だけでなく、非常勤職員・臨時職員の活用を図り、正規職員とのバランスを取りつつ職員数の抑制を図ります。

③ 組織体制の再編

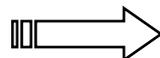


質の高い、きめ細かな行政サービスを提供するには、様々な地域課題に柔軟に対応できる、その時代に即した組織体制を構築する必要があります。

合併以後の課題である支所の在り方については、本庁・部局を超えた横断的な応援体制の確立を図り、一層の組織のスリム化を検討する必要があります。組織の再編を行う際には、効率的・効果的な業務集約を行うことが不可欠であり、全ての組織の事務量の調査を精査する中で、全体のバランスを考慮した組織機構の見直しが求められます

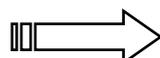
第3次行財政改革の視点

④ アウトソーシングによる事務の効率化



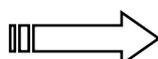
業務委託による成果向上、コスト削減が見込まれる事務事業については、従前の単純定型業務に限らず、専門定型業務についても導入の検討を行います。指定管理者制度については、今後も運営内容を精査し導入を促進します。

⑤ 協働を推進するための行政指針の策定



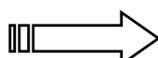
協働を推進する際には、その時々々の場面において、様々な関与の仕方が考えられます。お互いの特性や専門分野において、お互いの利点が最大限に活かせる指針を策定することが必要です。

⑥ 説明責任と情報公開



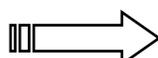
協働を推進する観点から、また、市民との信頼関係をより一層構築するためにも、市政情報を的確に発信していく必要があります。

⑦ 行政評価システムによる仕組みづくり



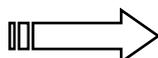
厳しい財政状況の中で、施策の目的を達成するには、社会情勢や行政状況の変化を的確に把握した上で、施策と事務事業の妥当性、有効性、効率性を評価することが求められています。まちづくりのビジョンに沿った健全な行財政運営を推進するには、予算編成・組織運営・人事体制・情報公開等を連動させた行政評価システムによる仕組みづくりが必要です。

⑧ 入札契約制度の適正な運用



入札契約制度の適正な運用による、公正性・透明性・競争性の向上を図るとともに、一般競争入札・総合評価方式の改善により、適正な価格の執行と工事の品質の確保に努めます。

⑨ 危機管理の仕組みづくり



総合的な危機管理体制の充実・強化を図るため、危機管理の組織体制をはじめ、事前対策、緊急対策、事後対策等について、的確に危機管理が機能する仕組みづくりが必要です。

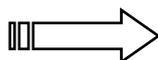
第3次行財政改革の視点

4. 健全財政の堅持

平成27年度以降、地方交付税の一本算定化により大幅な減収となることから、財政状況は一段と厳しいことが見込まれます。財政負担を次世代に先送りしない健全な財政運営を維持するためには、限られた資源を有効かつ効果的に活用した持続可能な財政基盤の確立が求められます。

歳入においては、適正な受益者負担による財源の確保や新たな税収の確保など、多様な財源の仕組みを講じる必要があります。また、歳出においては、行政評価システム¹等を活用した歳出構造の見直しを図り、事業の優先度を反映させた「選択と集中」による予算編成を断行し、将来にわたって健全な財政状況が堅持していけるよう努めていく必要があります。

① 市税及び使用料の確保



市税は自主財源の主な収入であり、その財源の確保はまちづくりを支えるためにも必要不可欠であると同時に、納税の公平性を確保する観点からも重要です。

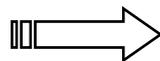
また、各種使用料については、施設利用の対価としてサービス内容に見合った適正な受益者の負担が求められます。

新規の自主財源として見込まれる都市計画税は、都市基盤整備の充実ために最大限に有効活用をします。本市の収納率は県内の自治体と比較しても低い水準であることから、計画期間内に、効果的な徴収方策や徴収体制についての構築が必要です。

¹ 行政評価システム：まちづくりのビジョンを達成するために、総合計画、予算編成、行政組織等を連動させた情報を、行政、議会、市民が情報の共有を図り、評価・検証するシステム

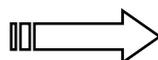
第3次行財政改革の視点

② 国県支出金の適正な確保



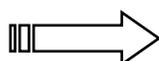
国県支出金は、関係機関と密接な連絡をとり予算計上額の確保に努め、適切かつ早期の収入確保に努めます。

③ 未利用の市有財産売却による財源の確保



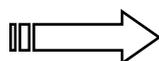
新たな財源の確保として、入札制度やインターネットオークション等を活用して、市有財産の未利用地や建物施設の売却について検討します。

④ 基金の活用



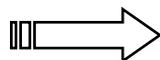
財政調整基金を始めとする各種基金は、財政健全化を維持するための財源として有効的な活用を行います。

⑤ 中・長期財政計画の整備



持続可能な財政運営を実現するため、中・長期財政計画を策定し、健全な財政の維持に努めます。

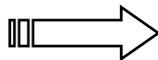
⑥ 歳出構造の見直し



「義務的経費」等の硬直性の高い事業費についても、予算規模を押し上げる一因になっていることから、事業の必要性を十分に精査します。

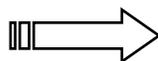
第3次行財政改革の視点

⑦ 普通建設事業の見直し



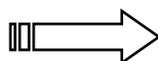
災害等の緊急なものを除いては、普通建設事業は抑制し、実施する事業は、合併特例債充当可能な事業を優先します。

⑧ 補助金及び負担金の見直し



補助の目的、負担の必要性を改めて検討し、内容の精査を行い軽減に努めます。交付の際は「補助金等交付規則」等により必ず精査するよう努めます。

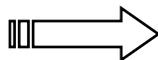
⑨ 特別会計等の経営健全化



特別会計、公営企業会計については、〈独立した会計〉の意義・目的を踏まえて、予算の計画性や効果的かつ適正な事業執行を行い、会計ごとの健全化計画に基づいて経営改善に努めます。

基準外繰出金は、本来、市税をもって充当すべき財源ではないことから、料金収入等適正な確保を行い、市民から理解の得られる事業促進及び改善を進めます。

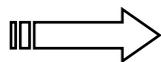
⑩ 納付の推進と納付の環境整備



納期内での自主納付を推進するため、広報紙などの周知活動を行い納税者の理解を深めます。納めやすい環境対策として、コンビニエンスストア納付や日曜窓口での納付をさらに周知するとともに、利便性の向上が見込まれるクレジットカードでの納付や、インターネットを介しての24時間納付の導入についての検討を進めます。

第3次行財政改革の視点

⑪ 徴収体制の見直し



課税担当部署・徴収担当部署との連携を強化し、合同での徴収に取り組みます。徴収経験のある嘱託職員採用や民間アドバイザーの委託等、徴収の専門性を強化します。担当職員のスキル向上のため、研修会・研究会を実施して、徴収技術や法的知識の習得に努めます。山梨県地方税滞納整理推進機構との連携を図り、困難な案件対策に取り組みます。

集中的に取り組む重点改革

1. 将来を見据えた公共施設の適正配置

本市では、合併前の旧町村において住民福祉の向上を目的として、多様な公共施設を整備してきました。類似施設が複数存在し、社会情勢や生活環境の変化による新たな市民ニーズに合致していない施設も見受けられます。

また、公共施設は建築後30年を経過した建物が40%以上を占め、今後10年から20年で一斉に耐用年数を迎え更新時期が重なることが見込まれます。

さらに、少子高齢化の進展による医療や福祉の予算拡大や経済規模の縮小など、厳しい財政状況が想定され、公共施設の維持管理や大規模改修・建替えの予算は、十分に確保できなくなる恐れがあります。

このため、将来的な人口推移と財政規模にふさわしい施設のあり方の検討や、重複施設の解消、時代の変化に対応したサービスへの転換などに取り組むことで、公共施設の計画的な維持、更新、適正配置に取り組む必要があります。

公共施設は、市民活動や住民福祉の拠点であり、各種行政施策や行政サービスを提供する重要な場でもあります。また、災害時には避難所などの拠点として重要な役割を担っています。市民の共有財産として将来に渡り持続可能な形で継承するためには、市民の皆様のご理解とご協力が必要です。

1. 用途別及び地区別の主要な課題

各地域に庁舎、学校、市営住宅、福祉施設、商業・観光施設など様々な施設が配置されています。今後は、用途別に施設やサービスの方針を検討し、維持していく施設については、効率的な施設運営や利用実態に応じた機能の見直しなど、地区別の人口動態や保有施設の状況を考慮しつつ、合併後の本市の実情に即した公共施設のあり方を検討していく必要があります。

2. 適正配置に向けた基本的な考え方

ファシリティマネジメントの考え方を参考に、公共施設適正配置を実施していきます。具体的な手法や考え方については今後決定していきますが、ここでは公共施設の適正配置を実施する上での基本的な考え方をまとめています。

集中的に取り組む重点改革

《公共施設保有量の見直し》

人口減少の進行や将来的な建替え費や大規模改修費の不足が予想されることから、現在の公共施設の保有量を持続可能な水準まで縮減していくことが必要です。まずは、耐震性能が低い施設や老朽化が進行した施設の建替えや大規模改修の必要性を検討していきます。

《優先順位の検討》

個別施設の方向性（継続使用、建替え、用途変更、統廃合など）を決定するため、公共施設白書を作成する過程で収集した施設の情報（地区別の配置状況、建物の老朽化、維持管理コスト、稼働、利用状況）を活用した施設評価の結果をもとに地域住民のニーズを考慮して適正配置の対象施設や優先順位を検討していきます。

《運営形態の見直し》

既存の運営形態にとらわれず、指定管理者制度などによる運営の効率化や、施設の維持管理コストの縮減とサービス水準の維持を目指します。

また、設置当初の目的や役割が終了した施設については、地区へ維持管理を含めて譲渡していくことも考えられます。

《施設の複合化・多機能化》

今後は、各地域において必要な行政サービスを集約化し、施設の複合化、多機能化を図ります。また、施設保有量の縮減や施設運営の効率化を実施する過程で、見直し対象となった施設で提供しているサービスのうち、必要性が高いものは複合施設への機能配置を行います。

《既存施設の有効活用》

既存の施設に余裕スペースが生じた場合には、他用途での利用や民間への貸付けなどを行うことで有効活用を図っていきます。

《施設の長寿命化対策》

今後とも継続して利用していく施設については、長期間継続して使用できるよう予防保全の考え方（日常的な点検や補修を計画的に実施する）に基づき長寿命化対策を行います。

集中的に取り組む重点改革

3.適正配置に向けた基本的な考え方

本市の公共施設は、建物の老朽化、人口減少と少子高齢化、財政規模の縮小という3つの環境変化に伴う課題を抱えています。このため、「持続可能なサービス水準を長期的な視野で検討」、「用途別・地区別の課題や地域住民のニーズを考慮」、「適正保有量や更新の優先順位」の視点から適正配置を検討していきます。

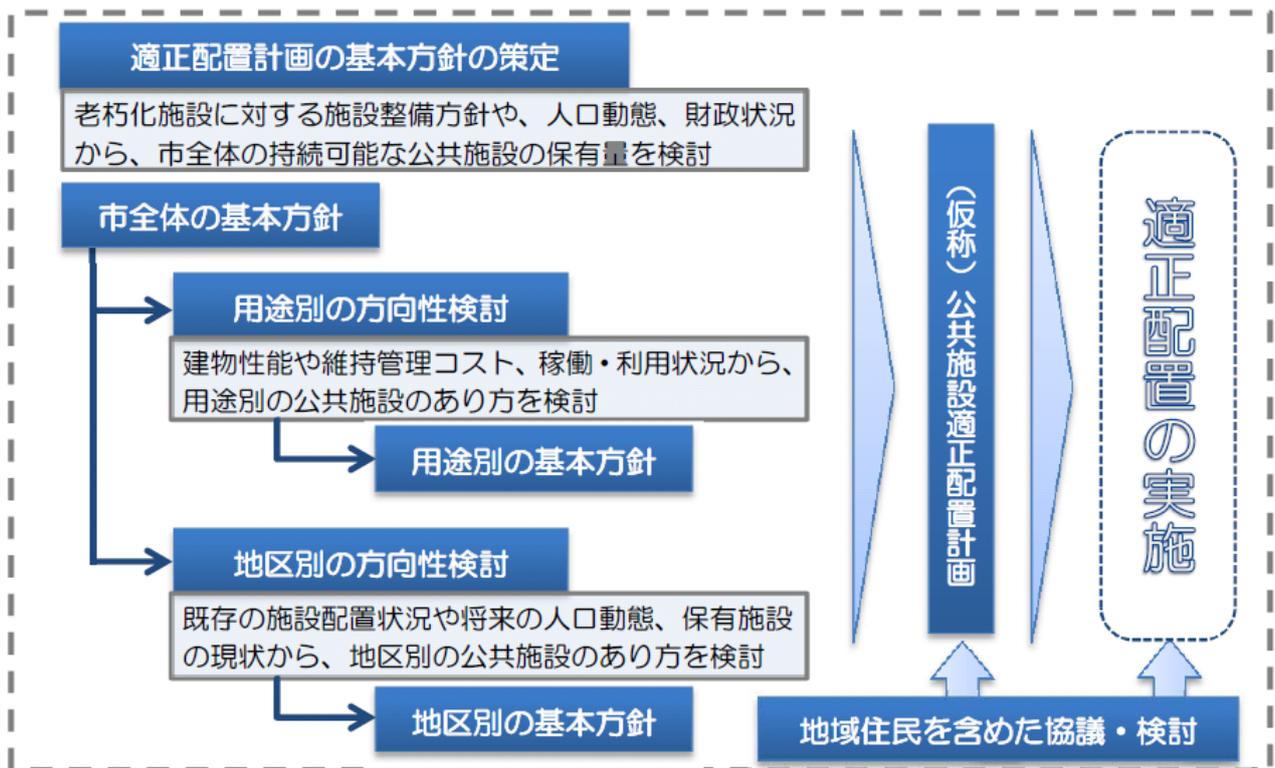


図 適正配置に向けた今後の取組み

集中的に取り組む重点改革

2. 職員の適正配置

将来の財政見通しとして、平成28年から5年間かけて普通交付税は段階的に減額となり、平成33年度には、平成25年度(91億円)と比較して約30億円を超える減額となる収支見通しとなっています。これは、合併後15年間補償される合併支援措置(合併算定替)が終了し、平成33年度より通常ルールによる普通交付税の算定(一本算定)が為されるためです。本市財源の内、約3割を占める地方交付税の減少を見据え、財政状況に見合った定員管理を行わなければなりません。

1. 定員適正化計画

(1) 計画期間

「第3次笛吹市行財政改革大綱」の計画期間(平成26年度から平成29年度)に対応する平成25年度から平成29年度までの5年間で、平成25年4月1日現在の職員数を基準として、平成30年4月1日現在の目標職員数を定めます。

(2) 目標職員数

「第3次笛吹市行財政改革大綱」の数値目標を達成するために、平成25年4月1日の全職員数628人に対し、平成30年4月1日までに30人(△4.8%)を削減し、598人とすることを目標とします。

会計別増減表

	普通会計部門			公営企業等会計部門			全体		
	職員数	増減数	増減率	職員数	増減数	増減率	職員数	増減数	増減率
H25.4.1	562人	↓	↓	66人	↓	↓	628人	↓	↓
H30.4.1	537人	△25人	△4.4%	61人	△5人	△7.6%	598人	△30人	△4.8%

目標職員数(年次別・職種別)

(人)

項目	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H25対比
一般事務	398	391	389	387	375	370	△28
専門職(土木)	23	23	25	26	26	27	4
保健師	26	26	26	26	26	26	0
栄養士	2	3	3	3	3	3	1
保育士	62	62	62	62	61	58	△4
技能労務職	33	32	29	27	26	25	△8
消防職	84	85	86	87	88	89	5
総職員数	628	622	620	618	605	598	△30

第 3 次 行 財 政 改 革 実 施 計 画

項目番号	1				
改革項目名	市民との協働をすすめるための基本原則理解の促進				
方針項目名	～市民との協働による行財政改革～			主管課	市民環境部市民活動支援課
基本方針	(1) 市民及びパートナーの能力が十分に発揮できる環境の推進 (2) 公共サービスの役割分担を明確化したまちづくりの推進 (3) 情報、財源を提供し、役割を理解したまちづくりの推進 (4) 市民目線による市民が主役のまちづくりの推進				
視点項目名	市民との協働をすすめるための共通事項				
視 点	《相互理解、目的の共有、対等性、透明性》 ・協働による事業を進める上では、市民との十分なコミュニケーションが必要です。相互の特性を理解し、役割にあった分担が必要です。 ・協働の取り組みを推進するには、「誰のために・何を・どのように」すればよいのか、目的を明確にする必要があります。 ・お互いの自主性・自立性を尊重し、双方が協働事業の当事者としての意識を持つためには、対等性を保つ必要があります。 ・協働による相乗効果を発揮するためには、情報の共有や財源の提供を行い、協働の過程や成果を公開する必要があります。				
改革内容	市民との十分なコミュニケーションを行いながら、協働についての理解と普及を図る。 市民及び市民活動団体との情報共有を推進する。				
目 標 (設定根拠)	協働についての基本的考え方を共有し事業を進めるため、市民と行政の話し合いの場を設定し、相互の特性の理解と役割分担による協働の普及を図る。 市民及び市民活動団体と行政がそれぞれ所有する情報を相互に提供、交換し、情報を共有すると共に、協働の過程や成果を公開する。				
具体的手段	①市民と行政の協働のまちづくりWG等の開催。 ②ポータルサイト「よっちゃばるネット」の活用促進。 ③市の広報紙及びホームページへの協働の過程や成果の公開。				
年間計画	手段項目	H26	H27	H28	H29
	①協働のまちづくりWG等の開催	実施	実施	実施	実施
	②よっちゃばるネットの活用促進	周知・活用	周知・活用	周知・活用	周知・活用
	③協働の過程や成果の公開	実施	実施	実施	実施

第 3 次 行 財 政 改 革 実 施 計 画

項目番号	2				
改革項目名	協働事業の実践				
方針項目名	～市民との協働による行財政改革～			所管課	市民環境部市民活動支援課
基本方針	(1) 市民及びパートナーの能力が十分に発揮できる環境の推進 (2) 公共サービスの役割分担を明確化したまちづくりの推進 (3) 情報、財源を提供し、役割を理解したまちづくりの推進 (4) 市民目線による市民が主役のまちづくりの推進				
視点項目名	市民との協働による事業の進め方				
視 点	《市民との協働による事業の進め方》 協働事業を効果的に進めていくには、協働領域の区分の中で、お互いの特性を最大限に活かし、協働として取り組むことが必要です。 協働の取り組み形態: 委託、補助、共催、後援、事業協力、情報提供、実行委員会				
改革内容	市民の自主的・主体的活動を促進する。 市民の主体的な公共への参画と行政とのパートナーシップ形成を促進する。 協働のまちづくりを推進する。				
目 標 (設定根拠)	協働のまちづくりを推進するため、職員の庁内研究機関を設置する。 NPO・市民活動団体等を中心として、市民向けの協働ハンドブックの作成を目指す。 市民の自主的・主体的活動を促進するため、地域づくり協議会設置に向けた環境づくりに取り組む。 活動支援、情報の提供及び共有化を行い、市民活動団体の育成を目指す。				
具体的手段	①庁内市民協働推進会議を設立し、協働による事業の推進を図る。 ②協働ハンドブック作成協議会を設立し、市民向け協働ハンドブックを作成する。 ③地域に出向いてWSを開催し、地域づくり協議会設置に向けた支援を行う。 ④地域振興促進助成事業や市民活動スペースの提供などの支援を行い、市民活動団体を育成する。				
年間計画	手段項目	H26	H27	H28	H29
	①庁内市民協働推進会議の設立・協働の推進	検討	検討・設立	推進	推進
	②市民向け協働ハンドブックの作成	検討	検討・作成	周知・活用	周知・活用
	③ワークショップの開催	企画・実施	企画・実施	企画・実施	企画・実施
	④市民活動団体の育成	103	108	113	118

第 3 次 行 財 政 改 革 実 施 計 画

項目番号	3				
改革項目名	専門的なスキルアップのための研修				
方針項目名	～職員のスキル向上と意識改革～			所管課	総務部総務課
基本方針	(1) 職員のスキルアップが図れる環境の推進 (2) 職員の能力を十分に活かせる組織体制 (3) 職員の自律性を高めた組織運営				
視点項目名	専門的なスキルアップ研修				
視 点	1. 職場内研修(OJT)の推進 2. 職場外研修(OFF JT)の推進 3. 自己啓発、キャリア育成				
改革内容	これからの市職員に求められる能力の向上を目的として、高い専門性と使命感を持ち、主体的に行動する職員を養成する。				
目 標 (設定根拠)	《職場内研修》(OJT) 職場内での必要な知識・技能・仕事への取り組みを明確化し、業務内容を再確認すると共に、併せて管理・監督者の資質の向上に努める。 《職場外研修》(OFF JT) 集中的に高度な知識や技術を効果的に習得するため、職場外研修を計画的に実施する。⇒受講率90%以上を目指す。 《自己啓発》円滑な職務を遂行するため、幅広い視野で知識を研鑽し、絶えず自己啓発に努める。				
具体的手段	①《職場内研修》(OJT) 上位階層が直近下位の階層職員を育成する仕組みを構築する。⇒一課一改善を実施する。 ②《職場外研修》(OFF JT) 山梨県市町村職員研修所の研修メニューを活用して、階層毎に求められる資質、能力に応じた研修を受講する。 ③《自己啓発》自主参加型の勉強会、自主研究グループの設立促進、活動支援及び補助。職員提案制度への報奨等を検討する。				
年間計画	手段項目	H26	H27	H28	H29
	①職場内研修	必要に応じた現行の見直し及び改善の実施	継続実施	継続実施	継続実施
	②職場外研修	必要に応じた現行の見直し及び改善の実施	継続実施	継続実施	継続実施
	③自己啓発	必要に応じた現行の見直し及び改善の実施	継続実施	継続実施	継続実施

第 3 次 行 財 政 改 革 実 施 計 画

項目番号	4-1				
改革項目名	人事評価制度の確立				
方針項目名	～職員のスキル向上と意識改革～			所管課	総務部総務課
基本方針	(1) 職員のスキルアップが図れる環境の推進 (2) 職員の能力を十分に活かせる組織体制 (3) 職員の自律性を高めた組織運営				
視点項目名	人事評価制度の構築と運用				
視 点	1. 公平、公正な人事評価の実施 2. 評価結果に基づいた処遇管理				
改革内容	全職員を対象とした制度の本格導入及び処遇への反映を実施することにより、職員の自立的成長を促がす。				
目 標 (設定根拠)	《評価制度の本格運用》 研修計画、職員配置への反映。評価者の評価基準等の統一化を図る。 《処遇管理》 評価結果に基づく昇格、昇給への反映。手当成績率及び分限処分等、処遇への活用。				
具体的手段	①自己診断シートを作成し、評価者との育成面談を実施する。 ②評価者に対して、評価方法・育成方法等の研修を実施し、組織としてのビジョンの共有を図る。 ③評価に対する勤奨手当への成績率反映。異動・昇格・昇給・分限処分等への具体的な処遇、成績反映。				
年間計画	手段項目	H26	H27	H28	H29
	①自己診断シートの作成・育成面談の実施	シート作成・面談実施	シート作成・面談実施	シート作成・面談実施	シート作成・面談実施
	③評価者に対する研修の実施	研修実施	研修実施	研修実施	研修実施
	③処遇管理	運用に向けた検討・準備	運用に向けた検討・準備	本格運用開始	継続実施

第3次行財政改革実施計画

項目番号	4-2				
改革項目名	男女間格差のない人事管理の実施				
方針項目名	～職員のスキル向上と意識改革～				所管課 総務部総務課
基本方針	(1) 職員のスキルアップが図れる環境の推進 (2) 職員の能力を十分に活かせる組織体制 (3) 職員の自律性を高めた組織運営				
視点項目名	人事制度の構築と運用				
視 点	男女間格差のない職員採用、管理職登用				
改革内容	採用、昇任、配置、評価において男女間の差別的な扱い、偏見による運用が行われないよう、女性職員の能力を充分にいかした人事を行う。				
目 標 (設定根拠)	性による職場の固定化を排する一方、意欲と能力のある女性職員を適切なポストに配置する施策を継続的に推進する。 職員採用、昇任等については、女性職員の登用率50%以上を目指す。 管理職登用については、30%を目指す。				
具体的手段	①職員採用、昇任等において、女性職員の登用を優先する。 ②管理職登用において、女性職員の登用を優先する。 ③意欲及び能力向上のための職員研修、派遣を実施する。				
年間計画	手段項目	H26	H27	H28	H29
	①職員採用、昇任時等の女性職員の登用	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上
	②管理職登用時の女性職員の登用	30%以上	30%以上	30%以上	30%以上
	③職員研修、派遣の実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

第3次行財政改革実施計画

項目番号	5				
改革項目名	市民と職員に対する協働理解の促進				
方針項目名	～職員のスキル向上と意識改革～				所管課 市民環境部市民活動支援課
基本方針	(1) 職員のスキルアップが図れる環境の推進 (2) 職員の能力を十分に活かせる組織体制 (3) 職員の自律性を高めた組織運営				
視点項目名	市民と協働を推進するための取り組み				
視 点	《協働推進のための研修会の開催・職員の意識改革》 職員が市民との協働を推進していくためには、職員自らが協働に取り組むという姿勢を持つことが必要です。協働について理解を深めるための研修会を実施します。 職員一人ひとりが、市民の自治意識を尊重し、職員自身が市民のパートナーと成りえるよう自己の意識改革に努め、自治体職員としてのコミュニケーション能力やコーディネート力を高めるという意識を持つことが重要です。				
改革内容	市民との協働推進について、職員の意識の向上を図る。				
目 標 (設定根拠)	市民、職員を対象とした協働講演会、研修会を開催し、人材育成をすすめる。				
具体的手段	①協働講演会、研修会を開催する。				
年間計画	手段項目	H26	H27	H28	H29
	①協働講演会、研修会の開催	企画・実施	企画・実施	企画・実施	企画・実施

第3次行財政改革実施計画

項目番号	6				
改革項目名	公共施設の将来を見据えた適正配置				
方針項目名	～行政の仕組みづくりによる行財政改革～			所管課	経営政策部経営企画課
基本方針	(1) 公共施設の現状と将来を見据えた適正な施設運営 (2) 職員の適切な配置と民間活力による行政運営 (3) 市民との情報共有による透明性の高い行政運営 (4) 行政評価を活用した効率的、効果的な行政運営				
視点項目名	公共施設の将来を見据えた適正な配置				
視 点	《公共施設の将来を見据えた適正な配置》 公共施設の配置については、地域の特性やバランスに配慮するとともに、財政状況などを考慮しながら、適正な配置と整備を図ることを基本とします。 新たな公共施設の整備にあたっては、市民ニーズを的確に把握し、既存施設との機能分担、事業の効果や効率性、必要性などを総合的に勘案した上で整備を推進します。 また、老朽化した施設については、市民の安全性・利便性を考慮し、適切なサービスが提供できるよう、必要に応じて再整備を検討していきます。				
改革内容	個々の施設を単に「管理」していくのではなく、公共施設等全体を「貴重な経営資源」として捉え、効果的かつ効率的に活用し、運用していく。				
目 標 (設定根拠)	・保有施設を廃止、複合化、集約化、用途変更するなど、施設の保有総量の縮減 ・施設の新設は原則行わない。(必要な場合は、中長期的な総量規制の範囲内で、費用対効果を考慮して実施) ・施設の廃止により生じる跡地については、原則売却。				
具体的手段	①長期的な資産経営の視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化する。 ②公共施設等の最適な配置を実現するため、公共施設等の総合的かつ計画的な管理の基本方針となる「笛吹市公共施設等総合管理計画」を策定する。 ③個別施設ごとの具体的な対応方針を定める「公共施設再配置計画」、「個別施設毎の長寿命化計画」(個別施設計画)についても、策定し、運用していく。				
年間計画	手段項目	H26	H27	H28	H29
	①各部局の適正配置計画の取りまとめ	実施	-	-	-
	②笛吹市公共施設等総合管理計画の策定	調査検討協議(橋梁・道路)	調査検討協議(上下水道)	策定	運用
	③公共施設再配置計画の策定	調査・検討・協議	策定	運用	運用
	③個別施設毎の長寿命化計画の策定	-	調査・検討・協議	策定	運用

第3次行財政改革実施計画

項目番号	7				
改革項目名	職員の適正配置				
方針項目名	～行政の仕組みづくりによる行財政改革～			所管課	総務部総務課
基本方針	(1) 公共施設の現状と将来を見据えた適正な施設運営 (2) 職員の適切な配置と民間活力による行政運営 (3) 市民との情報共有による透明性の高い行政運営 (4) 行政評価を活用した効率的、効果的な行政運営				
視点項目名	職員の削減と定員適正化				
視 点	1.適切な職員配置 2.職員の計画的採用 3.再任用、非常勤職員、臨時職員の活用				
改革内容	人・物・金・情報を効果的にマネジメントし、簡素でありながらも効率的且つ魅力的な組織を構築する。				
目 標 (設定根拠)	市定員適正化計画に基づき、組織改編や財政計画との整合性を図る中で、適宜適正な人員配置を行う。 平成30年度の職員数598人 年度目標職員数:H26-622人 H27-620人 H28-618人 H29-605人 (定員適正化計画)				
具体的手段	①《適切な職員配置》 継続的な事業の見直しと、業務量にあった効率的な職員配置を行う。 ②《職員の計画的採用》 将来を見据えた人材育成確保及び職員年齢構成の平準化を図るため、退職者の増減に係わらず、一定数の職員を計画的に採用する。 ③《再任用、非常勤職員、臨時職員の活用》 経験を要する業務や専門的な業務については、再任用制度を活用する。また、臨時的・一時的・定型的業務については、非常勤職員・臨時職員の活用を図り、正規職員とのバランスを取りつつ職員数の抑制を図る。				
年間計画	手段項目	H26	H27	H28	H29
	①適切な職員配置	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
	②計画的職員採用	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
	③再任用・臨時職員の活用	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

第3次行財政改革実施計画

項目番号	8				
改革項目名	組織体制の再編				
方針項目名	～行政の仕組みづくりによる行財政改革～			所管課	総務部総務課
基本方針	(1) 公共施設の現状と将来を見据えた適正な施設運営 (2) 職員の適切な配置と民間活力による行政運営 (3) 市民との情報共有による透明性の高い行政運営 (4) 行政評価を活用した効率的、効果的な行政運営				
視点項目名	組織体制の再編				
視 点	《組織体制の再編》 質の高い、きめ細かな行政サービスを提供するには、様々な地域課題に柔軟に対応できる、その時代に即した組織体制を構築する必要があります。合併以後の課題である支所の在り方については、本庁・部局を超えた横断的な応援体制の確立を図り、一層の組織のスリム化を検討する必要があります。組織の再編を行う際には、効率的・効果的な業務集約を行うことが不可欠であり、全ての組織の事務量の調査を精査する中で、全体のバランスを考慮した組織機構の見直しが求められます。				
改革内容	本庁と支所の事務分掌を見直し、組織をスリム化する。				
目 標 (設定根拠)	定員適正化計画に定める職員定数を達成するため、効率的・効果的な組織体制を検討する。				
具体的手段	①本庁・支所の事務内容を把握し、本庁に移管可能な事務、支所に残すべき事務及び職員数等を精査する。 ②平成27年度から30年度にかけて、支所の事務を段階的に本庁に移管し、併せて組織機構を再編する。				
年間計画	手段項目	H26	H27	H28	H29
	①本庁・支所の事務内容の精査	支所事務の調査及び本庁移管の検討			
	①支所・本庁職員体制の見直し	本庁・支所職員体制の段階的な見直し			
	②支所事務(一部)の本庁移管	支所事務の段階的な本庁移管			
	②本庁・支所の組織機構の再編	平成30年度の本庁・支所の組織機構案作成	本庁・支所の組織機構の再編		

第3次行財政改革実施計画

項目番号	9				
改革項目名	アウトソーシングの導入推進				
方針項目名	～行政の仕組みづくりによる行財政改革～			所管課	経営政策部財政課
基本方針	(1) 公共施設の現状と将来を見据えた適正な施設運営 (2) 職員の適切な配置と民間活力による行政運営 (3) 市民との情報共有による透明性の高い行政運営 (4) 行政評価を活用した効率的、効果的な行政運営				
視点項目名	アウトソーシングによる事務の効率化				
視 点	《アウトソーシングによる事務の効率化》 業務委託による成果向上、コスト削減が見込まれる事務事業については、従前の単純定型業務に限らず、専門定型業務についても導入の検討を行います。指定管理者制度については、今後も運営内容を精査し導入を促進します。				
改革内容	市の財政が厳しくなる中、住民満足度を落とさず、地域や住民の特性に合わせた公共サービスを提供するため、公共関与の必要性が低く民間活力による成果向上及びコスト削減が期待できる公共施設については、外部委託及び指定管理者制度等の導入を推進する。 自治体の窓口業務や国民健康保険、戸籍事務、総務、会計出納、出張所窓口、入札・契約などの「専門定型業務」に対しても外部委託を検討する。				
目 標 (設定根拠)	平成29年度までに図書館等「指定管理者制度」導入可能施設に対して指定管理を導入していく。 平成29年度までに「専門定型業務」の外部委託可能事業を把握するため課別業務外部委託導入可否一覧表を作成する。				
具体的手段	①公の施設における指定管理者制度導入状況及び検討資料により導入を推進する。 ②各課に対して「専門定型業務」の外部委託可能事業を把握するための調査を実施及び課別業務外部委託導入可否一覧表を作成する。				
年間計画	手段項目	H26	H27	H28	H29
	①指定管理制度の導入	検討・導入	検討・導入	検討・導入	検討・導入
	②課別業務外部委託導入可否一覧表の作成	-	調査方法等検討 (調査票作成)	調査実施・回収・集計	一覧表作成・各課配布

第3次行財政改革実施計画

項目番号	10				
改革項目名	協働を推進するための行政指針の策定				
方針項目名	～行政の仕組みづくりによる行財政改革～			所管課	市民環境部市民活動支援課
基本方針	(1) 公共施設の現状と将来を見据えた適正な施設運営 (2) 職員の適切な配置と民間活力による行政運営 (3) 市民との情報共有による透明性の高い行政運営 (4) 行政評価を活用した効率的、効果的な行政運営				
視点項目名	協働を推進するための行政指針の策定				
視 点	《協働を推進するための行政指針の策定》 協働を推進する際には、その時々々の場面において、様々な関与の仕方が考えられます。お互いの特性や専門分野において、お互いの利点が最大限に活かせる指針を策定することが必要です。				
改革内容	市と市民活動団体が 役割分担に基づいて協働事業を進めることにより、事務事業の見直しにつなげる。				
目 標 (設定根拠)	市民と行政との協働を推進するため、市が市民との協働にどのように取り組むかについての基本的な考え方を明確にするため、まちづくり指針の作成をめざす。				
具体的手段	①まちづくり指針を作成し、周知・活用を図る。				
年間計画	手段項目	H26	H27	H28	H29
	①まちづくり指針の作成・周知・活用	検討・策定	検討・策定	周知・活用	周知・活用

第3次行財政改革実施計画

項目番号	11-1				
改革項目名	市民への説明責任と情報公開				
方針項目名	～行政の仕組みづくりによる行財政改革～			所管課	総務部総務課
基本方針	(1) 公共施設の現状と将来を見据えた適正な施設運営 (2) 職員の適切な配置と民間活力による行政運営 (3) 市民との情報共有による透明性の高い行政運営 (4) 行政評価を活用した効率的、効果的な行政運営				
視点項目名	説明責任と情報公開				
視 点	《説明責任と情報公開》 協働を推進する観点から、また、市民との信頼関係をより一層構築するためにも、市政情報を的確に発信していく必要があります。				
改革内容	情報公開の総合的な推進				
目 標 (設定根拠)	公文書の開示、及び、情報公表施策の拡充を図り、市政に関する情報を市民が迅速かつ容易に入手できるよう、情報公開を総合的に進める。 (笛吹市情報公開条例第26条)				
具体的手段	①公文書の適正管理: 公文書ファイル及び公文書の名称その他必要な事項を記録した帳簿を作成し、閲覧を可能にする。(条例第24条、条例施行規則第9条第2項) ②公文書の開示: 開示状況を取りまとめ、公表する。(条例第25条) ③行政情報の公表: 公表情報一覧表を作成し、公表する。(笛吹市行政情報の公表及び提供に関する要綱第6条) ④指定管理者等の情報公開: 情報公開のために指定管理者等が講ずべき措置を定める。(条例第27条、28条)				
年間計画	手段項目	H26	H27	H28	H29
	①公文書の名称等を記録した帳簿の作成	検討	検討	試行	作成・閲覧
	②公文書開示状況の公表	作成・公表	作成・公表	作成・公表	作成・公表
	③公表情報一覧表の作成・公表	作成・公表	作成・公表	作成・公表	作成・公表
	④指定管理者等に係る情報公開推進要綱策定			検討	策定

第 3 次 行 財 政 改 革 実 施 計 画

項目番号	11-2					
改革項目名	市民への説明責任と情報公開					
方針項目名	～行政の仕組みづくりによる行財政改革～				所管課	経営政策部経営企画課
基本方針	(1) 公共施設の現状と将来を見据えた適正な施設運営 (2) 職員の適切な配置と民間活力による行政運営 (3) 市民との情報共有による透明性の高い行政運営 (4) 行政評価を活用した効率的、効果的な行政運営					
視点項目名	説明責任と情報公開					
視 点	《説明責任と情報公開》 協働を推進する観点から、また、市民との信頼関係をより一層構築するためにも、市政情報を的確に発信していく必要があります。					
改革内容	○市の情報をさまざまな媒体・手法を活用し、市民への情報発信をこれまで以上に積極的かつ速やかに行う。 ○市民に伝わる情報となるよう、市民の関心を把握し、理解しやすい工夫を行う。 ○誰もが検索しやすく、見やすいホームページづくりに取り組む。 ○民間報道機関を活用した情報発信を積極的に行う。					
目 標 (設定根拠)	○平成29年度までに、「まちづくり基礎調査」の広報紙を読む市民の割合を90%に増やす。(H25 85%) ○平成29年度までに、年間のホームページアクセス件数(visits)を2,000千件に増やす。(H25 1,624千件) ○ホームページ、フェイスブック、ツイッターを活用した情報発信を土日祝日を除く毎日行う。 ○報道機関への情報提供数150件を目指す。(H25 62件)					
具体的手段	① 広報のレイアウトや掲載内容を市民目線で見直し、わかり易い言葉使いや画像やグラフの使い方だけでなく、伝える内容、テーマの工夫を行う。 ② 市のホームページを開いた人が、目的の情報を簡単に見つけられるページづくりを行う。 ③ 市民ニーズを把握するため広報モニターを活性化し、市民の求める情報をリアルに提供できるような体制をつくる。 ④ 毎日の情報発信を市民参加のできる仕組みを検討する。(外部のFBやブログも含めて) ⑤ 市の情報を積極的に報道機関へ提供し、多くの情報を報道、発信してもらう。					
年間計画	手段項目	H26	H27	H28	H29	
	① 広報の工夫、改善策への取り組み	検討	検討、具体化	実施	検証、実施	
	② HPのリニューアル、情報発信の再構築	検討	検討、具体化	実施	検証、実施	
	③ 広報モニターの再構築、活性化	取組み	検証、再構築	検証、実施	検証、実施	
	④ 情報発信への市民参加	検討	検討、具体化	実施	検証、実施	
⑤ 報道機関への情報提供システム化	検討	取組み	実施	実施		

第 3 次 行 財 政 改 革 実 施 計 画

項目番号	12					
改革項目名	行政評価システムによる仕組みづくり					
方針項目名	～行政の仕組みづくりによる行財政改革～				所管課	経営政策部財政課
基本方針	(1) 公共施設の現状と将来を見据えた適正な施設運営 (2) 職員の適切な配置と民間活力による行政運営 (3) 市民との情報共有による透明性の高い行政運営 (4) 行政評価を活用した効率的、効果的な行政運営					
視点項目名	行政評価システムによる仕組みづくり					
視 点	《行政評価システムによる仕組みづくり》 厳しい財政状況の中で、施策の目的を達成するには、社会情勢や行政状況の変化を的確に把握した上で、施策と事務事業の妥当性、有効性、効率性を評価することが求められています。まちづくりのビジョンに沿った健全な行財政運営を推進するには、予算編成・組織運営・人事体制・情報公開等を連動させた行政評価システムによる仕組みづくりが必要です。					
改革内容	第一次総合計画に掲げる基本構想の実現を目指し、後期基本計画の目標達成に向け、限られた財源を有効に活用するため、行政経営システム(行政評価による総合計画と予算編成等の連動)による取り組みを行う。					
目 標 (設定根拠)	毎年、行政評価に基づいて総合計画と予算編成の連動(予算編成方針を決定)する行政経営システムを構築する。 毎年、施策及び事務事業評価を実施すると共に評価の活用推進及び評価結果を市民に公表する。 組織運営・人事体制・情報公開等を連動させた行政評価システムによる仕組みづくりを推進する。					
具体的手段	① 年度毎に行政経営システム(当初予算編成に向けたスケジュール)を作成し幹部職員への説明を実施すると共に運用する。 ② 年度毎に施策及び事務事業マネジメントシートを作成し、市ホームページにて市民に公表する。 ③ 経営会議等にて組織運営・人事体制等を行う際に行政評価を活用する行政評価システム構築の推進を図る。					
年間計画	手段項目	H26	H27	H28	H29	
	① 当初予算編成に向けたスケジュールの作成等	作成・説明・運用	作成・説明・運用	作成・説明・運用	作成・説明・運用	
	② マネジメントシートの作成・公表	作成・公表	作成・公表	作成・公表	作成・公表	
③ 行政評価システム構築の推進	構築推進	構築推進	構築推進	構築推進		

第 3 次 行 財 政 改 革 実 施 計 画

項目番号	13				
改革項目名	入札契約制度の適正な運用				
方針項目名	～行政の仕組みづくりによる行財政改革～			所管課	総務部管財課
基本方針	(1) 公共施設の現状と将来を見据えた適正な施設運営 (2) 職員の適切な配置と民間活力による行政運営 (3) 市民との情報共有による透明性の高い行政運営 (4) 行政評価を活用した効率的、効果的な行政運営				
視点項目名	入札契約制度の適正な運用				
視 点	《入札契約制度の適正な運用》 入札契約制度の適正な運用による、公正性・透明性・競争性の向上を図るとともに、一般競争入札・総合評価方式の改善により、適正な価格の執行と工事の品質を確保します。				
改革内容	これまででも一定の見直しをしてきた中で現在の方法に至っているため、今すぐに画期的、改革的な見直しをするということは非常に難しいが、入札参加資格共同受付をH29年より開始し、その後に電子入札システムを構築する。				
目 標 (設定根拠)	公正性の確保と透明性の向上のため、時代に即した入札契約制度に見直し、入札事務の効率化を図る。				
具体的手段	① 入札契約制度の検証、見直しを随時行ない。第3者機関での入札監視制度の検討。 ② 入札参加資格共同受付、電子入札システムの検討 ③ 随意契約ガイドラインの作成、運用				
年間計画	手段項目	H26	H27	H28	H29
	① 入札契約制度	検証(見直し)	検証(見直し)	検証(見直し)	検証(見直し)
	② 入札参加資格共同受付	WGでの検討	システム構築	受付開始	
	② 電子入札システム			検討・構築	利用開始
	③ 随意契約ガイドライン	作成	運用		

第 3 次 行 財 政 改 革 実 施 計 画

項目番号	14				
改革項目名	危機管理の仕組みづくり				
方針項目名	～行政の仕組みづくりによる行財政改革～			所管課	総務部総務課
基本方針	(1) 公共施設の現状と将来を見据えた適正な施設運営 (2) 職員の適切な配置と民間活力による行政運営 (3) 市民との情報共有による透明性の高い行政運営 (4) 行政評価を活用した効率的、効果的な行政運営				
視点項目名	危機管理の仕組みづくり				
視 点	《危機管理の仕組みづくり》 総合的な危機管理体制の充実・強化を図るため、危機管理の組織体制をはじめ、事前対策、緊急対策、事後対策等について、的確に危機管理が機能する仕組みづくりが必要です。				
改革内容	総合的な危機管理体制の充実・強化				
目 標 (設定根拠)	自然災害への対応 情報漏えいへの対応 苦情・クレームへの対応 職員の事故・不祥事への対応				
具体的手段	① 防災危機管理部署の充実強化 ② 情報セキュリティの強化 ③ 接遇対策の徹底 ④ コンプライアンスの徹底				
年間計画	手段項目	H26	H27	H28	H29
	① 防災危機管理部署の充実強化	準備	準備	実施	実施
	② 情報セキュリティの強化	実施	実施	実施	実施
	③ 接遇対策の徹底	実施	実施	実施	実施
	④ コンプライアンスの徹底	実施	実施	実施	実施

第 3 次 行 財 政 改 革 実 施 計 画

項目番号	15-1				
改革項目名	市税及び使用料の確保				
方針項目名	～健全財政の堅持～			所管課	総務部収税課
基本方針	(1) 行政コストの適正化による歳出の抑制 (2) 適正な受益者負担による自主財源の確保 (3) 市債を発行する事業の厳選と抑制 (4) 特別会計の健全化				
視点項目名	市税及び使用料の確保				
視 点	《市税及び使用料の確保》 市税は自主財源の主な収入であり、その財源の確保はまちづくりを支えるためにも必要不可欠であると同時に、納税の公平性を確保する観点からも重要です。 また、各種使用料については、施設利用の対価としてサービス内容に見合った適正な受益者の負担が求められます。 新規の自主財源として見込まれる都市計画税は、都市基盤整備の充実ために最大限に有効活用をします。本市の収納率は県内の自治体と比較しても低い水準であることから、計画期間内に、効果的な徴収方策や徴収体制についての構築が必要です。				
改革内容	市税収納率の向上				
目 標 (設定根拠)	市税収納率 現年度分を H26年度96.7%、H27年度96.9%、H28年度97.2%、H29年度97.4% 過年度分を H26年度18.0%、H27年度19.0%、H28年度20.0%、H29年度21.0% 達成を目標とする。 (第2次行政改革実施計画のH25年度目標数値を基準とし、現年度分は前年比0.2～0.3%増、過年度分は前年比1%増にて設定)				
具体的手段	①税負担の公平さや納期限での自主納付について広報等で周知し、納税者への理解を深める。 ②滞納者に対して納税相談を行い分納誓約をさせ、納税の公平性を確保する。 ③7月と1月に差押処分の内容についての説明文を同封して催告書を送付する。 ④悪質な滞納者については、厳正な滞納処分を実施する。				
年間計画	手段項目	H26	H27	H28	H29
	①広報等での周知	実施	実施	実施	実施
	②納税相談による分納誓約	実施	実施	実施	実施
	③催告書の送付	実施	実施	実施	実施
	④厳正な滞納処分の実施	実施	実施	実施	実施

第 3 次 行 財 政 改 革 実 施 計 画

項目番号	15-2				
改革項目名	市税及び使用料の確保				
方針項目名	～健全財政の堅持～			所管課	保健福祉部保育課
基本方針	(1) 行政コストの適正化による歳出の抑制 (2) 適正な受益者負担による自主財源の確保 (3) 市債を発行する事業の厳選と抑制 (4) 特別会計の健全化				
視点項目名	市税及び使用料の確保				
視 点	《市税及び使用料の確保》 市税は自主財源の主な収入であり、その財源の確保はまちづくりを支えるためにも必要不可欠であると同時に、納税の公平性を確保する観点からも重要です。 また、各種使用料については、施設利用の対価としてサービス内容に見合った適正な受益者の負担が求められます。 新規の自主財源として見込まれる都市計画税は、都市基盤整備の充実ために最大限に有効活用をします。本市の収納率は県内の自治体と比較しても低い水準であることから、計画期間内に、効果的な徴収方策や徴収体制についての構築が必要です。				
改革内容	保育料収納率の向上				
目 標 (設定根拠)	年度別保育料収納率：H26年度95.5%、H27年度96.2%、H28年度96.7%、H29年度97.2%、 【現年度・過年度別：H26：99.4% (20.0%)、H27：99.5% (20.0%)、H28：99.5% (20.0%)、H29：99.5% (20.0%)】 (現年度及び過年度徴収額を合算した際の収納率とし、前年比0.5～0.7%増にて設定)				
具体的手段	①徴収員による臨戸徴収、電話催告の実施 ②納入相談、分納誓約の促進 ③保育所入所申請時の滞納者への個別面談の実施 ④児童手当からの天引き制度の導入				
年間計画	手段項目	H26	H27	H28	H29
	①徴収員による臨戸徴収、電話催告	実施	実施	実施	実施
	②納入相談、分納誓約	実施	実施	実施	実施
	③滞納者への個別面談	実施	実施	実施	実施
	④児童手当からの天引き制度	準備	導入	導入	導入

第 3 次 行 財 政 改 革 実 施 計 画

項目番号	15-3				
改革項目名	市税及び使用料の確保				
方針項目名	～健全財政の堅持～			所管課	保健福祉部児童課
基本方針	(1) 行政コストの適正化による歳出の抑制 (2) 適正な受益者負担による自主財源の確保 (3) 市債を発行する事業の厳選と抑制 (4) 特別会計の健全化				
視点項目名	市税及び使用料の確保				
視 点	《市税及び使用料の確保》 市税は自主財源の主な収入であり、その財源の確保はまちづくりを支えるためにも必要不可欠であると同時に、納税の公平性を確保する観点からも重要です。 また、各種使用料については、施設利用の対価としてサービス内容に見合った適正な受益者の負担が求められます。 新規の自主財源として見込まれる都市計画税は、都市基盤整備の充実ために最大限に有効活用をします。本市の収納率は県内の自治体と比較しても低い水準であることから、計画期間内に、効果的な徴収方策や徴収体制についての構築が必要です。				
改革内容	学童保育保護者負担金の収納率向上				
目 標 (設定根拠)	平成27年度～平成29年度の収納率を現年度99.5%以上を目標とする。 (負担金最低確保率にて設定)				
具体的手段	①入所申請時に、過去の学童保育料滞納有無を確認し、滞納者については入所申請を不許可とする。 ②複数月にわたり学童保育料を滞納した際は、退所の処分を行う。 ③過年度収納は学童が退所しているため収納が困難である。過年分が発生しないように現年度の収納に取り組む。				
年間計画	手段項目	H26	H27	H28	H29
	①入所申請の不許可	実施	実施	実施	実施
	②退所の処分	実施	実施	実施	実施
	③現年度の収納強化	実施	実施	実施	実施

第 3 次 行 財 政 改 革 実 施 計 画

項目番号	15-4				
改革項目名	市税及び使用料の確保				
方針項目名	～健全財政の堅持～			所管課	建設部管理総務課
基本方針	(1) 行政コストの適正化による歳出の抑制 (2) 適正な受益者負担による自主財源の確保 (3) 市債を発行する事業の厳選と抑制 (4) 特別会計の健全化				
視点項目名	市税及び使用料の確保				
視 点	《市税及び使用料の確保》 市税は自主財源の主な収入であり、その財源の確保はまちづくりを支えるためにも必要不可欠であると同時に、納税の公平性を確保する観点からも重要です。 また、各種使用料については、施設利用の対価としてサービス内容に見合った適正な受益者の負担が求められます。 新規の自主財源として見込まれる都市計画税は、都市基盤整備の充実ために最大限に有効活用をします。本市の収納率は県内の自治体と比較しても低い水準であることから、計画期間内に、効果的な徴収方策や徴収体制についての構築が必要です。				
改革内容	住宅使用料の収納率の向上				
目 標 (設定根拠)	目標収納率(現年度分) 平成26年度97.6%、平成27年度97.8%、平成28年度98.0%、平成29年度98.2% (第2次行政改革実施計画のH25年度実績値を基準とし、前年比1～0.2%増にて設定)				
具体的手段	①他部署との連携により滞納者の状況を把握する。 ②滞納状況の調査分析により、滞納理由ごとに効果のある滞納整理を行う。 ③滞納者、連帯保証人に早期対応を実施する。 ④高額滞納、長期滞納となってしまった場合は、訴訟も含め住宅の明渡しを命令する。				
年間計画	手段項目	H26	H27	H28	H29
	①他部署との連携	実施	実施	実施	実施
	②滞納者の実態調査及び財産調査	実施	実施	実施	実施
	③滞納者、連帯保証人への催告	実施	実施	実施	実施
	④明渡し命令	実施	実施	実施	実施

第3次行財政改革実施計画

項目番号	15-5					
改革項目名	市税及び使用料の確保					
方針項目名	～健全財政の堅持～				所管課	市民環境部国民健康保険課
基本方針	(1) 行政コストの適正化による歳出の抑制 (2) 適正な受益者負担による自主財源の確保 (3) 市債を発行する事業の厳選と抑制 (4) 特別会計の健全化					
視点項目名	市税及び使用料の確保					
視 点	《市税及び使用料の確保》 市税は自主財源の主な収入であり、その財源の確保はまちづくりを支えるためにも必要不可欠であると同時に、納税の公平性を確保する観点からも重要です。 また、各種使用料については、施設利用の対価としてサービス内容に見合った適正な受益者の負担が求められます。 新規の自主財源として見込まれる都市計画税は、都市基盤整備の充実ために最大限に有効活用をします。本市の収納率は県内の自治体と比較しても低い水準であることから、計画期間内に、効果的な徴収方策や徴収体制についての構築が必要です。					
改革内容	国民健康保険税の収納率を向上する。					
目 標 (設定根拠)	目標収納率：H26現年92.0%滞納16.0%、H27現年92.5%滞納16.0%、H28現年92.5%滞納17.0%、H29現年93.0%滞納18.0% (第2次行政改革実施計画のH25年度数値を基準とし、現年度分は実績値前年比同等～0.7%増、過年度分は目標値前年比同等～1%増にて設定)					
具体的手段	①滞納者に対して訪問徴収の実施。滞納者に対して口座振替の勧奨。滞納者に対しての納付相談。 ②無財産、生活困窮者、所在不明者等の調査を進め、徴収猶予該当者の執行停止処分。 ③県の調整交付金を活用し、現年を過年度にしない様に、現年度を中心に徴収。					
年間計画	手段項目	H26	H27	H28	H29	
	①訪問徴収の実施・口座振替の勧奨	実施	実施	実施	実施	
	①納付相談	実施	実施	実施	実施	
	②徴収猶予該当者の執行停止処分	実施	実施	実施	実施	
	③現年度の徴収強化	実施	実施	実施	実施	

第3次行財政改革実施計画

項目番号	15-6					
改革項目名	市税及び使用料の確保					
方針項目名	～健全財政の堅持～				所管課	保健福祉部介護保険課
基本方針	(1) 行政コストの適正化による歳出の抑制 (2) 適正な受益者負担による自主財源の確保 (3) 市債を発行する事業の厳選と抑制 (4) 特別会計の健全化					
視点項目名	市税及び使用料の確保					
視 点	《市税及び使用料の確保》 市税(料)は自主財源の主な収入であり、その財源の確保はまちづくりや社会保険制度等を支えるためにも必要不可欠であると同時に、納税の公平性を確保する観点からも重要です。 また、各種使用料については、施設利用の対価としてサービス内容に見合った適正な受益者の負担が求められます。 新規の自主財源として見込まれる都市計画税は、都市基盤整備の充実ために最大限に有効活用をします。本市の収納率は県内の自治体と比較しても低い水準であることから、計画期間内に、効果的な徴収方策や徴収体制についての構築が必要です。					
改革内容	介護保険料収納率の向上					
目 標 (設定根拠)	・第6期介護保険事業計画における計画期間内(平成27年度～平成29年度)の計画収納率97.9%達成を目標とする。 (計画収納率については、計画年度における介護保険事業量を推計し、健全事業運営に必要な第1号被保険者現年度分収納率)					
具体的手段	①社会全体で支えている制度であることを周知するとともに、滞納による給付制限など制度の理解を求め納付意識の高揚を図る。 ②現年度分普通徴収対象者に個別徴収を実施するなど小まめな対応を行っていく。 ③毎年11月・12月と4月・5月の年度末期間を徴収強化月間として個別徴収について職員を増員して実施する。 ④滞納者について納付相談を通し分納誓約をさせるなど時効中断措置を行ない、納税の公平性を確保する。					
年間計画	手段項目	H26	H27	H28	H29	
	①納付意識の高揚を図るための制度周知	実施	実施	実施	実施	
	②個別徴収の実施	実施	実施	実施	実施	
	③徴収強化月間の実施	実施	実施	実施	実施	
	④納付相談による分納誓約	実施	実施	実施	実施	

第3次行財政改革実施計画

項目番号	15-7-1				
改革項目名	市税及び使用料の確保				
方針項目名	～健全財政の堅持～			所管課	公営企業部業務課
基本方針	(1) 行政コストの適正化による歳出の抑制 (2) 適正な受益者負担による自主財源の確保 (3) 市債を発行する事業の厳選と抑制 (4) 特別会計の健全化				
視点項目名	市税及び使用料の確保				
視 点	《市税及び使用料の確保》 市税は自主財源の主な収入であり、その財源の確保はまちづくりを支えるためにも必要不可欠であると同時に、納税の公平性を確保する観点からも重要です。 また、各種使用料については、施設利用の対価としてサービス内容に見合った適正な受益者の負担が求められます。 新規の自主財源として見込まれる都市計画税は、都市基盤整備の充実ために最大限に有効活用をします。本市の収納率は県内の自治体と比較しても低い水準であることから、計画期間内に、効果的な徴収方策や徴収体制についての構築が必要です。				
改革内容	水道使用料収納率の向上				
目 標 (設定根拠)	水道使用料収納率 現年度分をH26年度 95.8%、H27年度 96.0%、H28年度 96.2%、H29年度 96.3% 過年度分をH26年度 32.5%、H27年度 32.7%、H28年度 32.9%、H29年度 33.0% (第2次行政改革実施計画のH25年度実績数値を基準とし、前年比同等～0.2%増にて設定)				
具体的手段	①滞納者(1期～3期)に対し、滞納通知送付、収納がない場合は給水停止予告通知送付、給水停止執行を行う。 ②分納不履行者に対し、給水停止予告通知送付、給水停止を行う。 ③約束不履行者に対しては給水停止を実施する。 ④収納率の向上のため組織体制を整える。				
年間計画	手段項目	H26	H27	H28	H29
	①滞納者(1期～3期)に対する処分	実施	実施	実施	実施
	②分納不履行者に対する処分	実施	実施	実施	実施
	③約束不履行者に対する処分	実施	実施	実施	実施
	④収納率の向上のため組織体制	検討	実施	実施	実施

第3次行財政改革実施計画

項目番号	15-7-2				
改革項目名	市税及び使用料の確保				
方針項目名	～健全財政の堅持～			所管課	公営企業部業務課
基本方針	(1) 行政コストの適正化による歳出の抑制 (2) 適正な受益者負担による自主財源の確保 (3) 市債を発行する事業の厳選と抑制 (4) 特別会計の健全化				
視点項目名	市税及び使用料の確保				
視 点	《市税及び使用料の確保》 市税は自主財源の主な収入であり、その財源の確保はまちづくりを支えるためにも必要不可欠であると同時に、納税の公平性を確保する観点からも重要です。 また、各種使用料については、施設利用の対価としてサービス内容に見合った適正な受益者の負担が求められます。 新規の自主財源として見込まれる都市計画税は、都市基盤整備の充実ために最大限に有効活用をします。本市の収納率は県内の自治体と比較しても低い水準であることから、計画期間内に、効果的な徴収方策や徴収体制についての構築が必要です。				
改革内容	簡易水道使用料収納率の向上				
目 標 (設定根拠)	簡易水道使用料収納率 現年度分をH26年度 99.0%、H27年度 99.0%、H28年度 99.0%、H29年度 99.0% 過年度分をH26年度 73.0%、H27年度 73.2%、H28年度 73.5%、H29年度 73.7% (第2次行政改革実施計画のH25年度数値を基準とし、現年度分は実績値、過年度分は目標値前年比0.2～0.3%増にて設定)				
具体的手段	①滞納者(1期～3期)に対し、滞納通知送付、収納がない場合は給水停止予告通知送付、給水停止執行を行う。 ②分納不履行者に対し、給水停止予告通知送付、給水停止を行う。 ③約束不履行者に対しては給水停止を実施する。 ④収納率の向上のため組織体制を整える。				
年間計画	手段項目	H26	H27	H28	H29
	①滞納者(1期～3期)に対する処分	実施	実施	実施	実施
	②分納不履行者に対する処分	実施	実施	実施	実施
	③約束不履行者に対する処分	実施	実施	実施	実施
	④収納率の向上のため組織体制	検討	実施	実施	実施

第3次行財政改革実施計画

項目番号	15-7-3				
改革項目名	市税及び使用料の確保				
方針項目名	～健全財政の堅持～			所管課	公営企業部業務課
基本方針	(1) 行政コストの適正化による歳出の抑制 (2) 適正な受益者負担による自主財源の確保 (3) 市債を発行する事業の厳選と抑制 (4) 特別会計の健全化				
視点項目名	市税及び使用料の確保				
視 点	《市税及び使用料の確保》 市税は自主財源の主な収入であり、その財源の確保はまちづくりを支えるためにも必要不可欠であると同時に、納税の公平性を確保する観点からも重要です。 また、各種使用料については、施設利用の対価としてサービス内容に見合った適正な受益者の負担が求められます。 新規の自主財源として見込まれる都市計画税は、都市基盤整備の充実のために最大限に有効活用をします。本市の収納率は県内の自治体と比較しても低い水準であることから、計画期間内に、効果的な徴収方策や徴収体制についての構築が必要です。				
改革内容	下水道使用料収納率の向上				
目 標 (設定根拠)	下水道使用料収納率 現年度分をH26年度 96.8%、H27年度 96.8%、H28年度 97.0%、H29年度 97.0% 過年度分をH26年度 14.8%、H27年度 15.0%、H28年度 15.2%、H29年度 15.4% (第2次行政改革実施計画のH25年度実績数値を基準とし、前年比同等～0.2%増にて設定)				
具体的手段	①滞納者(1期～3期)に対し、滞納通知送付、収納がない場合は給水停止予告通知送付、給水停止執行を行う。 ②分納不履行者に対し、給水停止予告通知送付、給水停止を行う。 ③約束不履行者に対しては給水停止を実施及び差押さえ処分を実施する。 ④収納率の向上のため組織体制を整える。				
年間計画	手段項目	H26	H27	H28	H29
	①滞納者(1期～3期)に対する処分	実施	実施	実施	実施
	②分納不履行者に対する処分	実施	実施	実施	実施
	③約束不履行者に対する処分	実施	実施	実施	実施
	④収納率の向上のため組織体制	検討	実施	実施	実施

第3次行財政改革実施計画

項目番号	15-7-4				
改革項目名	市税及び使用料の確保				
方針項目名	～健全財政の堅持～			所管課	公営企業部業務課
基本方針	(1) 行政コストの適正化による歳出の抑制 (2) 適正な受益者負担による自主財源の確保 (3) 市債を発行する事業の厳選と抑制 (4) 特別会計の健全化				
視点項目名	市税及び使用料の確保				
視 点	《市税及び使用料の確保》 市税は自主財源の主な収入であり、その財源の確保はまちづくりを支えるためにも必要不可欠であると同時に、納税の公平性を確保する観点からも重要です。 また、各種使用料については、施設利用の対価としてサービス内容に見合った適正な受益者の負担が求められます。 新規の自主財源として見込まれる都市計画税は、都市基盤整備の充実のために最大限に有効活用をします。本市の収納率は県内の自治体と比較しても低い水準であることから、計画期間内に、効果的な徴収方策や徴収体制についての構築が必要です。				
改革内容	農業集落排水施設使用料収納率の向上				
目 標 (設定根拠)	農業集落排水施設使用料収納率 現年度分をH26年度 99.1%、H27年度 99.1%、H28年度 99.2%、H29年度 99.2% 過年度分をH26年度 45.0%、H27年度 47.0%、H28年度 48.0%、H29年度 50.0% (第2次行政改革実施計画のH25年度数値を基準とし、現年度分は実績値前年比同等～0.1%増、過年度分は目標及び実績平均値を基準とし前年比0.6～2%増にて設定)				
具体的手段	①滞納者に対して支払いを催告する。 ②農業集落排水施設使用に対して理解を求めため制度の説明を行い、納付意識の高揚を図る。 ③滞納者に対して分割納付を勧める。				
年間計画	手段項目	H26	H27	H28	H29
	①支払いの催告	実施	実施	実施	実施
	②制度の説明	実施	実施	実施	実施
	③分割納付の推進	実施	実施	実施	実施

第3次行財政改革実施計画

項目番号	15-7-5				
改革項目名	市税及び使用料の確保				
方針項目名	～健全財政の堅持～			所管課	公営企業部業務課
基本方針	(1) 行政コストの適正化による歳出の抑制 (2) 適正な受益者負担による自主財源の確保 (3) 市債を発行する事業の厳選と抑制 (4) 特別会計の健全化				
視点項目名	市税及び使用料の確保				
視 点	《市税及び使用料の確保》 市税は自主財源の主な収入であり、その財源の確保はまちづくりを支えるためにも必要不可欠であると同時に、納税の公平性を確保する観点からも重要です。 また、各種使用料については、施設利用の対価としてサービス内容に見合った適正な受益者の負担が求められます。 新規の自主財源として見込まれる都市計画税は、都市基盤整備の充実のために最大限に有効活用をします。本市の収納率は県内の自治体と比較しても低い水準であることから、計画期間内に、効果的な徴収方策や徴収体制についての構築が必要です。				
改革内容	温泉使用料収納率の向上				
目 標 (設定根拠)	温泉使用料収納率 現年度分をH26年度 93.0%、H27年度 94.0%、H28年度 95.0%、H29年度 96.0% 過年度分をH26年度 36.5%、H27年度 37.0%、H28年度 37.5%、H29年度 38.0% (第2次行政改革実施計画のH25年度実績数値を基準とし、前年比0.4～1.4%増にて設定)				
具体的手段	①滞納者に対して電話や戸別訪問により催告する。 ②温泉を利用している長期滞納者には給湯停止処分を行う。現在温泉を利用していない長期滞納者のは権利の譲渡を勧め、支払いを促す。 ③催告に応じない滞納者に対しては自主的な権利放棄を促すか、契約解除を行う。				
年間計画	手段項目	H26	H27	H28	H29
	①滞納者に対する催告	実施	実施	実施	実施
	②温泉利用長期滞納者に対する処分	実施	実施	実施	実施
	③催告に応じない滞納者に対する対応	実施	実施	実施	実施

第3次行財政改革実施計画

項目番号	16				
改革項目名	国県支出金の適正な確保				
方針項目名	～健全財政の堅持～			所管課	経営政策部財政課
基本方針	(1) 行政コストの適正化による歳出の抑制 (2) 適正な受益者負担による自主財源の確保 (3) 市債を発行する事業の厳選と抑制 (4) 特別会計の健全化				
視点項目名	国県支出金の適正な確保				
視 点	《国県支出金の適正な確保》 国県支出金は、関係機関と密接な連絡をとり予算計上額の確保に努め、適切かつ早期の収入確保に努めます。				
改革内容	地方財政措置の状況や国県支出金概要など国や県からの情報提供を注視し、補助対象事業費の精査や迅速な交付申請手続きを行い、併せて適正な事業執行に努めていく。				
目 標 (設定根拠)	国県支出金歳入見込額 H26:6,855,000千円 H27:5,088,000千円 H28:4,832,000千円 H29:4,703,000千円 (笛吹市長期財政計画数値)				
具体的手段	①関係機関と密接な連絡をとり、予算計上額の確保に努める。 ②事業の進捗に応じ概算交付制度等のあるものについてはその活用を図るなど、適切かつ早期の収入確保に努める。				
年間計画	手段項目	H26	H27	H28	H29
	①関係機関と密接な連絡調整	随時実施	随時実施	随時実施	随時実施
	②概算交付申請等早期収入確保	随時実施	随時実施	随時実施	随時実施

第3次行財政改革実施計画

項目番号	17				
改革項目名	市有財産売却による財源の確保				
方針項目名	～健全財政の堅持～			所管課	総務部管財課
基本方針	(1) 行政コストの適正化による歳出の抑制 (2) 適正な受益者負担による自主財源の確保 (3) 市債を発行する事業の厳選と抑制 (4) 特別会計の健全化				
視点項目名	未利用の市有財産売却による財源の確保				
視 点	《未利用の市有財産売却による財源の確保》 新たな財源の確保として、入札制度やインターネットオークション等を活用して、市有財産の未利用地や建物施設の売却について検討します。				
改革内容	未利用地の個別調査、要綱及び売却計画の検討する。				
目 標 (設定根拠)	H29年を目処に、公売実施に向けた計画を検討する。				
具体的手段	①未利用地の個別現状調査 ②未利用地の有効活用案の検討 ③要綱及び売却計画の検討 ④未利用地の公売				
年間計画	手段項目	H26	H27	H28	H29
	①未利用地の個別現状調査	実施	実施		
	②未利用地の有効活用		検討	検討	
	③要綱及び売却計画		検討	検討	
	④未利用地の公売				開始

第3次行財政改革実施計画

項目番号	18				
改革項目名	各種基金の活用				
方針項目名	～健全財政の堅持～			所管課	経営政策部財政課
基本方針	(1) 行政コストの適正化による歳出の抑制 (2) 適正な受益者負担による自主財源の確保 (3) 市債を発行する事業の厳選と抑制 (4) 特別会計の健全化				
視点項目名	基金の活用				
視 点	《基金の活用》 財政調整基金を始めとする各種基金は、財政健全化を維持するための財源として有効的な活用を行います。				
改革内容	毎年、当初予算編成においては減債基金や公共施設整備等基金などから補填財源としての繰入を行なわないと編成できない状況にある。このような中、平成25年度決算においては、一般会計に係る基金保有総額は161億4千1百万円となり、合併当初より約115億1千万円増加している。引き続き健全な財政運営に努めて基金積立を積極的に行ない、今後の財源確保に努めていく。				
目 標 (設定根拠)	基金繰入金見込額 H26:1,373,000千円 H27:258,000千円 H28:847,000千円 H29:1,083,000千円 (笛吹市長期財政計画数値) 基金積立金見込額 H26:22,000千円 H27:19,000千円 H28:21,000千円 H29:21,000千円 (笛吹市長期財政計画数値)				
具体的手段	①基金充当事業の精選と各種補助金の取り込みや起債対象事業費を精査し、これらを充当できるものは積極的に活用して基金取崩しを回避する。 ②基金積立を積極的に行なうことを優先し、財源確保と安定した財政基盤の確立を図る。				
年間計画	手段項目	H26	H27	H28	H29
	①基金充当事業の精選、補助金・起債対象事業費の精査	随時実施	随時実施	随時実施	随時実施
	②基金積立の積極的、優先的実施	随時実施	随時実施	随時実施	随時実施

第3次行財政改革実施計画

項目番号	19					
改革項目名	中長期財政計画の整備					
方針項目名	～健全財政の堅持～				所管課	経営政策部財政課
基本方針	(1) 行政コストの適正化による歳出の抑制 (2) 適正な受益者負担による自主財源の確保 (3) 市債を発行する事業の厳選と抑制 (4) 特別会計の健全化					
視点項目名	中・長期財政計画の整備					
視 点	《中長期財政計画の整備》 持続可能な財政運営を実現するため、中・長期財政計画を策定し、健全な財政の維持に努めます。					
改革内容	財政計画に基づいて予算を編成・執行していく行政経営の仕組みを確立する。					
目 標 (設定根拠)	平成26年に策定した一般会計長期財政計画の検証を行い、長期財政シミュレーションを見直して状況の変化に対応し、実態に即したものにす。					
具体的手段	①長期財政シミュレーションについては財政課が主管となり推計していく。起債対象事業費や扶助費の推計等については関係課に依頼する。 ②長期財政シミュレーションに基づき、27年度当初予算ベースでの長期財政計画を策定して平成27年3月の公表を目指す。					
年間計画	手段項目	H26	H27	H28	H29	
	①長期財政シミュレーション、起債対象事業・扶助費推計	推計着手				
	②長期財政計画策定・予算編成・執行管理・検証	3月公表	管理・検証・見直し	管理・検証・見直し	管理・検証・見直し	

第3次行財政改革実施計画

項目番号	20					
改革項目名	歳出構造の見直し					
方針項目名	～健全財政の堅持～				所管課	経営政策部財政課
基本方針	(1) 行政コストの適正化による歳出の抑制 (2) 適正な受益者負担による自主財源の確保 (3) 市債を発行する事業の厳選と抑制 (4) 特別会計の健全化					
視点項目名	歳出構造の見直し					
視 点	《歳出構造の見直し》 「義務的経費」等の硬直性の高い事業費についても、予算規模を押し上げる一因となっていることから、事業の必要性を十分に精査します。					
改革内容	物件費や維持補修費等の削減を積極的に行い、併せて硬直性が高いといわれる扶助費や人件費等義務的経費についても努力する。 普通建設事業についても事業を精選した中で実施していく。					
目 標 (設定根拠)	人件費見込額 H26:4,511,000千円 H27:4,548,000千円 H28:4,524,000千円 H29:4,465,000千円 (笛吹市長期財政計画数値) 扶助費見込額 H26:5,713,000千円 H27:5,814,000千円 H28:5,916,000千円 H29:6,025,000千円 (笛吹市長期財政計画数値) 公債費見込額 H26:4,907,000千円 H27:4,656,000千円 H28:4,813,000千円 H29:4,739,000千円 (笛吹市長期財政計画数値)					
具体的手段	①定員適正化計画に基づき、職員定数の削減・管理に努めて人件費削減を図る。 ②社会保障給付費関連は増加傾向とはいえ、扶助費についても精査して縮減に努める。 ③低利・有利な借入のための情報収集や知識習得に努め、公債費の縮減を図る。					
年間計画	手段項目	H26	H27	H28	H29	
	①定員適正化計画に基づく職員定数削減並びに人件費の縮減	随時実施	随時実施	随時実施	随時実施	
	②扶助費の精査及び縮減	随時実施	随時実施	随時実施	随時実施	
	③低利・有利な借入による公債費の縮減	研修参加等知識習得	交渉等による低利借入	交渉等による低利借入	交渉等による低利借入	

第3次行財政改革実施計画

項目番号	21				
改革項目名	普通建設事業の見直し				
方針項目名	～健全財政の堅持～			所管課	経営政策部財政課
基本方針	(1) 行政コストの適正化による歳出の抑制 (2) 適正な受益者負担による自主財源の確保 (3) 市債を発行する事業の厳選と抑制 (4) 特別会計の健全化				
視点項目名	普通建設事業の見直し				
視 点	《普通建設事業の見直し》 災害等の緊急なものを除いては、普通建設事業は抑制し、実施する事業は、合併特例債充当可能な事業を優先します。				
改革内容	第3次行財政改革大綱計画期間中は、合併特例債の充当可能なものを除いて普通建設事業を抑制する。 普通建設事業の歳出については、長期財政計画の歳出額内を目指す。				
目 標 (設定根拠)	目標値:通常事業(億円)H26-26.65 H27-8.73 H28-7.20 H29-7.18 合併特例債事業(億円)H26-49.53 H27-28.99 H28-17.06 H29-11.10 (設定根拠:笛吹市長期財政計画(平成26年度～平成35年度)の普通建設事業歳出内訳より算出)				
具体的手段	①道水路の新設及び拡幅工事等については、緊急なものを除いては抑制する。(道路整備計画等により計画的に実施する。) ②公共施設の新設、建替え、補修及び取壊し等については、緊急なものを除いては抑制する。(施設再編計画等により計画的に実施する。) ③笛吹市長期財政計画(平成26年度～平成35年度)の普通建設事業歳出金額内での事業実施を促進する。				
年間計画	手段項目	H26	H27	H28	H29
	①道水路の新設及び拡幅工事等	抑制・(計画的実施)	抑制・(計画的実施)	抑制・(計画的実施)	抑制・(計画的実施)
	②公共施設の新設、建替え、補修及び取壊し等	抑制・(計画的実施)	抑制・(計画的実施)	抑制・(計画的実施)	抑制・(計画的実施)
	③普通建設事業歳出金額(通常)	26.65億円以内	8.73億円以内	7.20億円以内	7.18億円以内
	③普通建設事業歳出金額(合併特例債)	49.53億円以内	28.99億円以内	17.06億円以内	11.10億円以内

第3次行財政改革実施計画

項目番号	22				
改革項目名	補助金及び負担金の見直し				
方針項目名	～健全財政の堅持～			所管課	総務部総務課
基本方針	(1) 行政コストの適正化による歳出の抑制 (2) 適正な受益者負担による自主財源の確保 (3) 市債を発行する事業の厳選と抑制 (4) 特別会計の健全化				
視点項目名	補助金及び負担金の見直し				
視 点	《補助金及び負担金の見直し》 補助の目的、負担の必要性を改めて検討し、内容の精査を行い軽減に努めます。交付の際は「補助金等交付規則」等により必ず精査するよう努めます。				
改革内容	補助金、助成金及び奨励金の見直し				
目 標 (設定根拠)	市が補助金等を交付している補助事業を審査する。 (笛吹市補助金等交付規則第7条)				
具体的手段	①所管課に補助事業実績報告の審査調書の提出を求める。 ②補助事業審査結果一覧を作成する。				
年間計画	手段項目	H26	H27	H28	H29
	①補助事業実績報告の審査調書の作成			審査調書の検討	審査調書の作成
	②補助事業審査結果一覧の作成				審査結果一覧の作成

第 3 次 行 財 政 改 革 実 施 計 画

項目番号	23-1					
改革項目名	特別会計等の経営健全化					
方針項目名	～健全財政の堅持～				所管課	市民環境部国民健康保険課
基本方針	(1) 行政コストの適正化による歳出の抑制 (2) 適正な受益者負担による自主財源の確保 (3) 市債を発行する事業の厳選と抑制 (4) 特別会計の健全化					
視点項目名	特別会計等の経営健全化					
視 点	《特別会計等の経営健全化》 特別会計、公営企業会計については、〈独立した会計〉の意義・目的を踏まえて、予算の計画性や効果的かつ適正な事業執行を行い、会計ごとの健全化計画に基づいて経営改善に努めます。 基準外繰出金は、本来、市税をもって充当すべき財源ではないことから、料金収入等適正な確保を行い、市民から理解の得られる事業促進及び改善を進めます。					
改革内容	国民健康保険特別会計の経営健全化					
目 標 (設定根拠)	医療技術の向上と高齢化に伴い年々医療費が増加する中、安易な医療受診及び過剰診療等の是正など給付費の適正化を図っていく。 また、総務繰出金事業に該当する人件費、事務費など保険給付費以外の経費についての合理化を図っていく。 国民健康保険への加入率の向上を図っていく。					
具体的手段	①給付費の適正化に向け、広報誌、市ホームページ等にて加入者への周知を図る。 ②事務の見直し及び事業量の縮減を図る。 ③加入促進に向け、広報誌、市ホームページ等にて市民への周知を図る。					
年間計画	手段項目	H26	H27	H28	H29	
	①給付費の適正化	実施	実施	実施	実施	
	②事務の見直し及び事業量の縮減	実施	実施	実施	実施	
	③加入促進	実施	実施	実施	実施	

第 3 次 行 財 政 改 革 実 施 計 画

項目番号	23-2					
改革項目名	特別会計等の経営健全化					
方針項目名	～健全財政の堅持～				所管課	保健福祉部介護保険課
基本方針	(1) 行政コストの適正化による歳出の抑制 (2) 適正な受益者負担による自主財源の確保 (3) 市債を発行する事業の厳選と抑制 (4) 特別会計の健全化					
視点項目名	特別会計等の経営健全化					
視 点	《特別会計等の経営健全化》 特別会計、公営企業会計については、〈独立した会計〉の意義・目的を踏まえて、予算の計画性や効果的かつ適正な事業執行を行い、会計ごとの健全化計画に基づいて経営改善に努めます。 基準外繰出金は、本来、市税をもって充当すべき財源ではないことから、料金収入等適正な確保を行い、市民から理解の得られる事業促進及び改善を進めます。					
改革内容	介護保険給付費の適正化・総務繰出金該当事業の合理化					
目 標 (設定根拠)	高齢化の進展に伴い介護サービスを必要とする高齢者の増加が予想される中、真に必要とするサービス提供がされているか、サービスの過不足がないかチェックを行なうなど給付費の適正化を図っていく。 また、総務繰出金事業に該当する人件費、事務費、認定調査関連経費など保険給付費以外の経費についての合理化を図っていく。(年間1.5億円以内継続)					
具体的手段	①国保連合会、市単給付適正化システムによる過誤調整 ②事業者連絡会による研修・情報提供 ③事務の見直し合理化の検討					
年間計画	手段項目	H26	H27	H28	H29	
	①適正化システムによる過誤調整	実施	実施	実施	実施	
	②事業者連絡会による研修・情報提供	実施	実施	実施	実施	
	③事務の見直し合理化の検討	実施	実施	実施	実施	

第3次行財政改革実施計画

項目番号	23-3				
改革項目名	特別会計等の経営健全化				
方針項目名	～健全財政の堅持～			所管課	公営企業部業務課
基本方針	(1) 行政コストの適正化による歳出の抑制 (2) 適正な受益者負担による自主財源の確保 (3) 市債を発行する事業の厳選と抑制 (4) 特別会計の健全化				
視点項目名	特別会計等の経営健全化				
視 点	《特別会計等の経営健全化》 特別会計、公営企業会計については、〈独立した会計〉の意義・目的を踏まえて、予算の計画性や効果的かつ適正な事業執行を行い、会計ごとの健全化計画に基づいて経営改善に努めます。 基準外繰出金は、本来、市税をもって充当すべき財源ではないことから、料金収入等適正な確保を行い、市民から理解の得られる事業促進及び改善を進めます。				
改革内容	健全経営を目指した基盤強化				
目 標 (設定根拠)	水道事業については、料金収入をもって経営を行っていく独立採算制を原則基本としているが、近年、人口減少等に伴う料金収入の減少、動力費などの施設維持管理費の増加により、厳しい経営が続いており、一般会計からの基準外繰出金が増加している。また、今後についても、水道施設等の更新投資の増大などが考えられる。 よって、適正料金への改定や民間委託などの検討を行い、長期的な投資計画・財政計画を策定し、基盤強化を図っていく。				
具体的手段	①投資計画の策定 ②財政計画の策定 ③民間委託の検討 ④適正料金への改定に向けた検討				
年間計画	手段項目	H26	H27	H28	H29
	①投資計画の策定	検討	策定準備	策定・実施	計画実施
	②財政計画の策定	検討	策定準備	策定・実施	計画実施
	③民間委託の検討	実施	実施	実施	実施
	④適正料金への改定に向けた検討	実施	実施	実施	実施

第3次行財政改革実施計画

項目番号	24-1				
改革項目名	納付の推進と環境整備				
方針項目名	～健全財政の堅持～			所管課	総務部収税課
基本方針	(1) 行政コストの適正化による歳出の抑制 (2) 適正な受益者負担による自主財源の確保 (3) 市債を発行する事業の厳選と抑制 (4) 特別会計の健全化				
視点項目名	納付の推進と納付の環境整備				
視 点	《納付の推進と納付の環境整備》 納期内での自主納付を推進するため、広報紙などの周知活動を行い納税者の理解を深めます。納めやすい環境対策として、コンビニエンスストア納付や日曜窓口での納付をさらに周知するとともに、利便性の向上が見込まれるクレジットカードでの納付収納の導入についての検討を進めます。				
改革内容	納付環境の整備				
目 標 (設定根拠)	インターネットを介しての24時間納付、分割払いの選択が出来る等、利便性の向上や納付機会の拡大が期待できる。また、カード会社が立替払いをすることから、市の収納業務の効率化が図れるので、クレジットカード収納を導入する。				
具体的手段	①クレジットカード収納システムの導入				
年間計画	手段項目	H26	H27	H28	H29
	①クレジットカード収納システムの導入	準備	導入	運用	運用

第3次行財政改革実施計画

項目番号	24-2				
改革項目名	納付の推進と環境整備				
方針項目名	～健全財政の堅持～				所管課 保健福祉部児童課
基本方針	(1) 行政コストの適正化による歳出の抑制 (2) 適正な受益者負担による自主財源の確保 (3) 市債を発行する事業の厳選と抑制 (4) 特別会計の健全化				
視点項目名	納付の推進と納付の環境整備				
視 点	《納付の推進と納付の環境整備》 納期内での自主納付を推進するため、広報紙などの周知活動を行い納税者の理解を深めます。納めやすい環境対策として、コンビニエンスストア納付や日曜窓口での納付をさらに周知するとともに、利便性の向上が見込まれるクレジットカードでの納付や、インターネットを介しての24時間納付の導入についての検討を進めます。				
改革内容	口座振替納付を推進、口座振替不能者に早急な対応				
目 標 (設定根拠)	学童保育保護者負担金は、90%以上が口座振替納付となっており、残りは窓口納付となっている。口座振替不能者や窓口納付の場合納付しやすい方法を考えて行く必要があるが、クレジットカード、コンビニ納付導入などは学童保育室事業の利用人数規模や、金額が小額であることを考慮すると、費用対効果においてメリットは小さい。納付しやすい環境整備については、口座振替納付を促進、学童保育終了後の直接徴収、家庭への訪問徴収を行う。また、低所得者へは減免制度の利用を促す。				
具体的手段	① 口座振替納付を推進、口座振替不能者には通知・電話・訪問徴収を行う。 ② 低所得者への配慮として、負担金の減免制度について市の広報・ホームページ等を使い周知を図っていく。 ③ 学童利用申請時に負担金の納付方法・減免制度を説明する。				
年間計画	手段項目	H26	H27	H28	H29
	① 口座振替納付の推進	実施	実施	実施	実施
	① 口座振替不能者への対応	実施	実施	実施	実施
	② 低所得者への配慮	実施	実施	実施	実施
	③ 学童利用申請時に負担金の納付方法・減免制度を説明	実施	実施	実施	実施

第3次行財政改革実施計画

項目番号	24-3				
改革項目名	納付の推進と環境整備				
方針項目名	～健全財政の堅持～				所管課 建設部管理総務課
基本方針	(1) 行政コストの適正化による歳出の抑制 (2) 適正な受益者負担による自主財源の確保 (3) 市債を発行する事業の厳選と抑制 (4) 特別会計の健全化				
視点項目名	納付の推進と納付の環境整備				
視 点	《納付の推進と納付の環境整備》 納期内での自主納付を推進するため、広報紙などの周知活動を行い納税者の理解を深めます。納めやすい環境対策として、コンビニエンスストア納付や日曜窓口での納付をさらに周知するとともに、利便性の向上が見込まれるクレジットカードでの納付や、インターネットを介しての24時間納付の導入についての検討を進めます。				
改革内容	納期内納付率の向上を図る				
目 標 (設定根拠)	口座振替率向上 平成26年度89.1%、平成27年度89.6%、平成28年度90.1%、平成29年度90.6% (H25年度実績値を基準とし、前年比0.5%増にて設定)				
具体的手段	① 新規入居者への口座振替勧奨 ② 督促時に口座振替への切替え勧奨実施 ③ 督促時の納期内納付実施を啓蒙する				
年間計画	手段項目	H26	H27	H28	H29
	①② 口頭及び文書での口座振替勧奨	実施	実施	実施	実施
	③ 納期内納付の啓蒙	実施	実施	実施	実施

第 3 次 行 財 政 改 革 実 施 計 画

項目番号	24-4				
改革項目名	納付の推進と環境整備				
方針項目名	～健全財政の堅持～			所管課	市民環境部国民健康保険課
基本方針	(1) 行政コストの適正化による歳出の抑制 (2) 適正な受益者負担による自主財源の確保 (3) 市債を発行する事業の厳選と抑制 (4) 特別会計の健全化				
視点項目名	納付の推進と納付の環境整備				
視 点	《納付の推進と納付の環境整備》 納期内での自主納付を推進するため、広報紙などの周知活動を行い納税者の理解を深めます。納めやすい環境対策として、コンビニエンスストア納付や日曜窓口での納付をさらに周知するとともに、利便性の向上が見込まれるクレジットカードでの納付や、インターネットを介しての24時間納付の導入についての検討を進めます。				
改革内容	国民健康保険料納付の推進と納付の環境整備を行う。				
目 標 (設定根拠)	市の広報紙及びホームページ等にて周知活動を行い、納付者の理解を深め、納期内での自主納付を推進する。 コンビニエンスストア及び日曜窓口での納付環境を周知し、納付を推進する。 更なる利便性の向上が見込まれるクレジットカード等での納付環境整備の検討を進める。				
具体的手段	①市の広報紙及びホームページ等にて納付推進の周知活動を実施。 ②市の広報紙及びホームページ等にて納付環境の周知活動を実施。 ③更なる利便性の向上が見込まれる納付環境整備の検討及び導入。				
年間計画	手段項目	H26	H27	H28	H29
	①納付推進の周知活動	実施	実施	実施	実施
	②納付環境の周知活動	実施	実施	実施	実施
	③納付環境整備の検討及び導入	検討	検討	検討	導入

第 3 次 行 財 政 改 革 実 施 計 画

項目番号	24-5				
改革項目名	納付の推進と環境整備				
方針項目名	～健全財政の堅持～			所管課	保健福祉部介護保険課
基本方針	(1) 行政コストの適正化による歳出の抑制 (2) 適正な受益者負担による自主財源の確保 (3) 市債を発行する事業の厳選と抑制 (4) 特別会計の健全化				
視点項目名	納付の推進と納付の環境整備				
視 点	《納付の推進と納付の環境整備》 納期内での自主納付を推進するため、広報紙などの周知活動を行い納税者の理解を深めます。納めやすい環境対策として、コンビニエンスストア納付や日曜窓口での納付をさらに周知するとともに、利便性の向上が見込まれるクレジットカードでの納付や、インターネットを介しての24時間納付の導入についての検討を進めます。				
改革内容	納期内自主納付へ向けた取組み				
目 標 (設定根拠)	介護保険料納付については、制度の特性から第1号被保険者(65歳以上の方)については、その90%が年金から天引きされる特別徴収方法において納付されており、普通徴収方法による残り10%の被保険者の納付しやすい環境について考えて行く必要がある。普通徴収に該当する被保険者のほとんどは、年間18万円以下の低年金受給者であり、クレジットカード、コンビニ納付導入などは本市人口規模(対象者数)、該当者の所得状況から考え費用対効果においてメリットは小さい。 納付しやすい環境整備については、所得に応じた賦課を適切に行ない、制度を十分説明する中で納得した納付に向けた対応を進めて行く。				
具体的手段	①低所得者への配慮として、保険料の減免・徴収猶予制度について広報誌等を使い周知を図っていく。 ②所得段階に応じた適切な保険料の賦課を行なっていく。(介護保険法において設定している9段階+市独自段階の設定) ③納付者への積極的なアウトリーチ(訪問納付・訪問徴収)の実施				
年間計画	手段項目	H26	H27	H28	H29
	①低所得者への配慮	実施	実施	実施	実施
	②所得段階に応じた適切な保険料の賦課	実施	実施	実施	実施
	③納付者への積極的なアウトリーチ	実施	実施	実施	実施

第3次行財政改革実施計画

項目番号	24-6				
改革項目名	納付の推進と環境整備				
方針項目名	～健全財政の堅持～			所管課	公営企業部業務課
基本方針	(1) 行政コストの適正化による歳出の抑制 (2) 適正な受益者負担による自主財源の確保 (3) 市債を発行する事業の厳選と抑制 (4) 特別会計の健全化				
視点項目名	納付の推進と納付の環境整備				
視 点	《納付の推進と納付の環境整備》 納期内での自主納付を推進するため、広報紙などの周知活動を行い納税者の理解を深めます。納めやすい環境対策として、コンビニエンスストア納付や日曜窓口での納付をさらに周知するとともに、利便性の向上が見込まれるクレジットカードでの納付や、インターネットを介しての24時間納付の導入についての検討を進めます。				
改革内容	納付の推進と納付環境の整備				
目 標 (設定根拠)	早期に滞納者へアプローチすることにより、納入意識を高め、納期内自主納付率を高める。また、環境対策としてクレジットカードの納付を検討する。				
具体的手段	①新規(1期～3期)滞納者に督促状及び催告通知を送付し、高額にならないうちに納付を促す。 ②3期以上の滞納者には臨戸訪問をし納付を促す。 ③分納誓約を結び定期的に納入を促す。 ④クレジットカード収納について検討を進める。				
年間計画	手段項目	H26	H27	H28	H29
	①新規(1期～3期)滞納者への対応	実施	実施	実施	実施
	②3期以上の滞納者への対応	実施	実施	実施	実施
	③分納誓約を結び定期的に納入を促進	実施	実施	実施	実施
	④クレジットカード収納の検討	検討	検討	準備	導入

第3次行財政改革実施計画

項目番号	25-1				
改革項目名	徴収体制の見直し				
方針項目名	～健全財政の堅持～			所管課	総務部収税課
基本方針	(1) 行政コストの適正化による歳出の抑制 (2) 適正な受益者負担による自主財源の確保 (3) 市債を発行する事業の厳選と抑制 (4) 特別会計の健全化				
視点項目名	徴収体制の見直し				
視 点	《徴収体制の見直し》 課税担当部署・徴収担当部署との連携を強化し、合同での徴収に取り組みます。徴収経験のある嘱託職員採用や民間アドバイザーの委託等、徴収の専門性を強化します。担当職員のスキル向上のため、研修会・研究会を実施して、徴収技術や法的知識の習得に努めます。山梨県地方税滞納整理推進機構との連携を図り、困難な案件対策に取り組みます。				
改革内容	徴収体制の整備				
目 標 (設定根拠)	過年度滞納額が減少してきたことから現年度分の早期対応を強化するために内部体制の見直しを実施。				
具体的手段	①収納担当の地区割担当制導入 ②地方税滞納整理推進機構事業の総合県税事務所職員2名と他市町村職員1名を1チームを半年受け入れ、重要案件の滞納整理を行う。 ③徴収専門臨時職員の配置				
年間計画	手段項目	H26	H27	H28	H29
	①収納担当の地区割担当制導入	準備	実施	実施	実施
	②重要案件の滞納整理	準備	実施		
	③徴収専門臨時職員の配置	実施	実施	実施	実施

第 3 次 行 財 政 改 革 実 施 計 画

項目番号	25-2				
改革項目名	徴収体制の見直し				
方針項目名	～健全財政の堅持～			所管課	保健福祉部児童課
基本方針	(1) 行政コストの適正化による歳出の抑制 (2) 適正な受益者負担による自主財源の確保 (3) 市債を発行する事業の厳選と抑制 (4) 特別会計の健全化				
視点項目名	徴収体制の見直し				
視 点	《徴収体制の見直し》 課税担当部署・徴収担当部署との連携を強化し、合同での徴収に取り組みます。徴収経験のある嘱託職員採用や民間アドバイザーの委託等、徴収の専門性を強化します。担当職員のスキル向上のため、研修会・研究会を実施して、徴収技術や法的知識の習得に努めます。山梨県地方税滞納整理推進機構との連携を図り、困難な案件対策に取り組みます。				
改革内容	学童保育保護者負担金徴収体制の整備				
目 標 (設定根拠)	少子化のため児童数は減少しているが学童保育室の利用は微増している。平成27年度より利用対象が小学校3年生から6年生まで拡大され、それに伴い徴収業務も増えることが予想される。滞納を出さない取り組みの充実を図る。				
具体的手段	①担当者だけでなく、課全体で徴収業務に取り組む。 ②市税等収納担当部署との連携強化				
年間計画	手段項目	H26	H27	H28	H29
	①課全体での徴収業務	実施	実施	実施	実施
	②市税等収納担当部署との連携強化	実施	実施	実施	実施

第 3 次 行 財 政 改 革 実 施 計 画

項目番号	25-3				
改革項目名	徴収体制の見直し				
方針項目名	～健全財政の堅持～			所管課	建設部管理総務課
基本方針	(1) 行政コストの適正化による歳出の抑制 (2) 適正な受益者負担による自主財源の確保 (3) 市債を発行する事業の厳選と抑制 (4) 特別会計の健全化				
視点項目名	徴収体制の見直し				
視 点	《徴収体制の見直し》 課税担当部署・徴収担当部署との連携を強化し、合同での徴収に取り組みます。徴収経験のある嘱託職員採用や民間アドバイザーの委託等、徴収の専門性を強化します。担当職員のスキル向上のため、研修会・研究会を実施して、徴収技術や法的知識の習得に努めます。山梨県地方税滞納整理推進機構との連携を図り、困難な案件対策に取り組みます。				
改革内容	担当職員の徴収スキルの向上				
目 標 (設定根拠)	法的知識の向上、徴収技術の向上を図るためのマニュアルを作成し、適切な滞納整理を実施する。				
具体的手段	①適宜に内部検討を実施する。 ②滞納整理マニュアルの作成				
年間計画	手段項目	H26	H27	H28	H29
	①内部検討	実施	実施	実施	実施
	②マニュアル作成	準備	完成		

第3次行財政改革実施計画

項目番号	25-4				
改革項目名	徴収体制の見直し				
方針項目名	～健全財政の堅持～			所管課	市民環境部国民健康保険課
基本方針	(1) 行政コストの適正化による歳出の抑制 (2) 適正な受益者負担による自主財源の確保 (3) 市債を発行する事業の厳選と抑制 (4) 特別会計の健全化				
視点項目名	徴収体制の見直し				
視 点	《徴収体制の見直し》 課税担当部署・徴収担当部署との連携を強化し、合同での徴収に取り組みます。徴収経験のある嘱託職員採用や民間アドバイザーの委託等、徴収の専門性を強化します。担当職員のスキル向上のため、研修会・研究会を実施して、徴収技術や法的知識の習得に努めます。山梨県地方税滞納整理推進機構との連携を図り、困難な案件対策に取り組みます。				
改革内容	国民健康保険料の徴収体制の構築				
目 標 (設定根拠)	課税担当部署・徴収担当部署との連携を強化し、合同での徴収に取り組む。 徴収職員の雇用により、徴収の強化を図る。 研修会・研究会を実施して、徴収技術や法的知識の習得に努める。				
具体的手段	① 課税担当者・徴収担当者・管理職と連携を図り、強化月間を設定し徴収を実施する。 ② 県の調整交付金を活用し、徴収職員の増員により、徴収強化を図る。 ③ 徴収職員のスキル向上のため、研修会・研究会を開催する。				
年間計画	手段項目	H26	H27	H28	H29
	①強化月間を設定し徴収	実施	実施	実施	実施
	②徴収職員の増員	実施	実施	実施	実施
	③研修会・研究会を開催	実施	実施	実施	実施

第3次行財政改革実施計画

項目番号	25-5				
改革項目名	徴収体制の見直し				
方針項目名	～健全財政の堅持～			所管課	保健福祉部介護保険課
基本方針	(1) 行政コストの適正化による歳出の抑制 (2) 適正な受益者負担による自主財源の確保 (3) 市債を発行する事業の厳選と抑制 (4) 特別会計の健全化				
視点項目名	徴収体制の見直し				
視 点	《徴収体制の見直し》 課税担当部署・徴収担当部署との連携を強化し、合同での徴収に取り組みます。徴収経験のある嘱託職員採用や民間アドバイザーの委託等、徴収の専門性を強化します。担当職員のスキル向上のため、研修会・研究会を実施して、徴収技術や法的知識の習得に努めます。山梨県地方税滞納整理推進機構との連携を図り、困難な案件対策に取り組みます。				
改革内容	介護保険料徴収体制の整備				
目 標 (設定根拠)	2025年団塊の世代が75歳(後期高齢者)となる頃をピークに高齢者人口は増加傾向にある。それに伴い介護保険被保険者も増え保険料額も上昇することが予想される。現在、保険料の徴収業務については、賦課業務と併せ担当職員が直接行っているが、被保険者の増加、保険料額の上昇は滞納者が増加する要因となり、現在の徴収体制では対応が難しくなってくる。職員の適正化により担当職員の増加が見込まれない現状から、臨時による徴収専門員の配置を行ない徴収率向上を図っていく。				
具体的手段	① 徴収専門臨時職員の配置 ② 市税等収納担当部署との連携強化				
年間計画	手段項目	H26	H27	H28	H29
	①徴収専門臨時職員の配置	実施	実施	実施	実施
	②市税等収納担当部署との連携強化	実施	実施	実施	実施

第 3 次 行 財 政 改 革 実 施 計 画

項目番号	25-6				
改革項目名	徴収体制の見直し				
方針項目名	～健全財政の堅持～			所管課	公営企業部業務課
基本方針	(1) 行政コストの適正化による歳出の抑制 (2) 適正な受益者負担による自主財源の確保 (3) 市債を発行する事業の厳選と抑制 (4) 特別会計の健全化				
視点項目名	徴収体制の見直し				
視 点	《徴収体制の見直し》 課税担当部署・徴収担当部署との連携を強化し、合同での徴収に取り組みます。徴収経験のある嘱託職員採用や民間アドバイザーの委託等、徴収の専門性を強化します。担当職員のスキル向上のため、研修会・研究会を実施して、徴収技術や法的知識の習得に努めます。山梨県地方税滞納整理推進機構との連携を図り、困難な案件対策に取り組みます。				
改革内容	徴収体制の整備				
目 標 (設定根拠)	現在業務課においては水道、下水道、簡易水道、農業集落排水施設、温泉の各使用料の徴収を行っているが、徴収担当職員が2名(職員1名、臨時1名)という体制であるため対応が非常に困難な状況にある。このため徴収体制の見直しを含め他の収納担当部署との連携を深めることにより収納率向上を図る。				
具体的手段	①徴収に係わる料金担当の職員体制の強化 ②市税等収納担当部署との連携強化				
年間計画	手段項目	H26	H27	H28	H29
	①料金担当職員体制の強化	検討	実施	実施	実施
	②市税等収納担当部署との連携強化	実施	実施	実施	実施